

日米核燃料交渉への提言
世界の核と日本 1977年版

1977年9月

財団法人

政策科学研究所

Institute for Policy Sciences, Japan

は じ め に

核政策に関する当研究所の自主研究も今年で5年目を迎え、それに伴って研究チームのメンバーにも若干の変動があった。

1973年に「世界の核と日本 Vol 1」を出した時はちょうど中東動乱から石油危機が始まろうとする時だった。翌1974年にはインドの核実験が行なわれた。1975年は核拡散防止条約再検討会議の年であり、日本国内では条約批准の可否をめぐって国民的論争とも言う可きものが起きた。この頃、石油ショックの影響で世界の各国がエネルギーとしての原子力を伸ばすことに強い関心を持つようになった。インドの実験は原子力平和利用の枠内で核保有が可能であることを実証し、多くの国々に衝撃を与えた。1976年に日本がようやく核防条約の批准を果たした頃、核についての国際問題の焦点は日本や西ドイツのような工業先進国を離れて、「第三世界核武装の可能性」に移りつつあった。

その直載なあらわれが1977年のカーター新核政策である。新政策の主眼は第三世界へのプルトニウム及びその技術の拡散を如何にして防ぐかであり、アメリカはそれを南北の政治対決を悪化させない形で実現させようと策した。この手順に狂いが生じて、新政策はエネルギー問題に悩む工業先進国に打撃を与えてしまい、特に日米原子力協定の特殊な規定の故に日本の原子力政策に直接干渉する結果となった。これが日米核燃料交渉の正体である。そもそも第3世界が既存の政治、経済、軍事の秩序に対して抱く不満を系統的に解決することも抑圧することも出来ないところに現代の国際問題の大きな根があると考えられる時に、核だけを取上げて一つの秩序を作り出そうと試みたところにカーター政策の基本的無理があるようだ。

今年の報告では、あらゆる意味で変動の激しい世界の核事情を上記のような主旨で分析し、特に日米核燃料交渉がわが国にとってどのような意味を持つかを考えてみた。その中から出て来た「提言」は報告書の夫々の部分に盛り込まれているが、ここにその主な点をまとめて掲げて置きたい。

1. プルトニウム利用技術の開発は今世紀の末に向っての長期エネルギー戦略における極めて重要なオプションである。同時に、核兵器技術の進歩に照らして、プルトニウムを通じての核能力の拡散は諸国の安全保障にかかわる基本問題である。日本にエネルギーが必要であること、日本に核武装の意図がないことなど、日本としての立場の強調のみに止まらず、今回の核燃料問題は上記の二律背反を国際政治の場で如何に解決するかというところに基本的出発点があることを強く認識すべきである。

2. 日米核燃料交渉と名付けられてはいるが、問題の本質は単純な日米の双務関係あるいは核燃料の技術のデテイルではなく、国際関係の場におけるわが国の政治姿勢が中心課題である。その意味では全世界的規模での問題解決に際して日本はどのような形で有効な貢献をするのかといったグローバルな視野が必要とされ、これは石油を中心とするエネルギー問題全体、安全保障など各分野に及ぼす可き視点である。国内関連官庁、民間でこの種の認識と利害の調整、一本化を図った上で主体のはっきりした柔軟な交渉態度が必要とされる。

3. 長期エネルギー政策を策定する責任官庁の必要性は以前から言われているが、軍縮の面から見た安全保障政策の推進のため取敢えず外

務省の軍縮室を拡充強化して、世界の核戦略、戦略兵器制限交渉、核不拡散と保障措置、通常兵器の国際間移転など広汎な問題を取扱うようにすべきである。換言すると、小規模で良いからアメリカの軍縮庁（国務省外局）のような組織が必要である。一般に日常行政レベルを離れて基本的な長期政策の企画、立案を主務とする官庁をわが国の官僚機構の中で如何に成立たせるかは重大なテーマである。

4. ストックホルム平和研究所（SIPRI）、ロンドン戦略研究所（IISS）の如き民間機関を設立し、国の財政的援助も得て、官、民、時には外国の研究者の参加も招いて上記諸テーマを息長く研究し、海外との情報交流を図ると共に専門家の育成に努めるべきである。同時にそのような機関が官僚の天下り機関、企業のイメージ向上手段に終らない為の一段の工夫が必要である。

5. 今回のカーター核政策の一つの中心は第3世界への核兵器拡散の防止について先進諸国の合意を如何に形成するかであり、その具体的手段と内容については米国内の反撥、国際的な反対などにより今後とも変化があると思われる。再処理、プルトニウム取扱技術、高速増殖炉の産業技術確立への開発努力の自由はそれだけの必然性を持つ国には当然認められるべきであろうが、軽水炉燃料としてのプルトニウム利用は当面商業化の可能性が薄くしかも第3世界へのプルトニウム拡散の具体的手段を形成するものであるとしてアメリカが非常に強く反対することが予想される。この件に関するわが国の政策を上記2の見地から明確にしておく必要がある。逆に言うと、軽水炉におけるプルトニウム利用の問題の処理さえつけば、対象は第3世界であるとの前提に立ってカーター核政策が提起した問題点は原子力産業の現実に照ら

してすべて無理の無い解決が可能だと言って良い。

6. 日米間の特定問題として、東海村再処理工場の運転は両国間にエネルギー政策の調整 (Co-ordination) が存在するか否かの象徴的意味を持つに過ぎない。大切なことは 1980 年代にわが国エネルギー需要の 60～70% を供給す可き石油の確保に米国の協力を得ることであり、併せて朝鮮半島を中心とする北東アジアの軍事的安定の確保に当って例えば非核ゾーン設定の討議などを通じて安全保障政策の調整が図られることである。

7. 今回の問題の内容と展望とは別個に、アメリカが自身の置かれている立場と条件の評価のみから出発して、国内外のコンセンサスの可能性の検討を十分に行なわれないうまま一方的に政策を強行する姿勢が今後ともカーター外交の基本的スタイルとなるのかどうか、引続いて注目の必要がある。経済的、政治的な側面は別として、戦後の日米関係における心理的な「特殊性」の時期があり、あらゆる都合の悪い面を含めて真の対等関係の時代に入ろうとしているのであるならば、この考慮は特に重要である。

8. 科学技術万能の信仰に代って環境などマイナス要因の考慮が強調され、資源の無限性への依存に代って成長の限界が重要な話題となり、国際政治の中心は米ソの核対立という東西関係と同時に南北問題が表面化するなど、現代はちょうど第二次大戦後の一つの「時代」が了って次の「時代」に移ろうとしている時期である。新しい時代は未だ規定されていないし転換そのものが日本でもアメリカでもヨーロッパでもスムーズに進んではいない。「核」は上記のテーマ全部に深く関連

している。この際「広島と長崎」だけの視野に限定されずこれをもっと発展させた形で問題を一步一步考えて行きたいと思う。

例年同様いろいろな方のお話を伺って研究の参考とさせて頂いた。ここにお名前を記して改めて感謝の意を表する。報告の内容についての責任は、あけて当研究グループにあることは言うまでもない。

1977年9月

主査	今井隆吉	(科学評論家)
委員	石井 恂	(読売新聞論説委員)
	山本 満	(法政大学教授)
	蠟山道雄	(上智大学教授)
幹事	竹下寿英	(政策科学研究所)

お話を伺った方たち：

青地哲男	(日本原子力研究所)
明地 力	(三菱重工業(株)顧問)
牛島俊明	(三菱石油(株)輸入部社長付)
太田 博	(外務省国連局科学課長)
久保卓也	(国防会議事務局長)
村井 了	(電源開発(株)燃料部長)
山崎太喜男	(自衛隊幹部学校)
山本幸助	(通産省原子力産業課長)

目 次

はじめに

第 1 章	序論と要約	1
1 - 1	日米核燃料交渉	1
1 - 2	核不拡散の諸要因	2
1 - 3	南北問題としての認識	3
1 - 4	技術植民地主義の構造	4
1 - 5	安全保障への種々の脅威	6
第 2 章	カーター政策の背景	8
2 - 1	軍縮コミュニティの懸念	8
2 - 2	Future Conditional の特色	9
2 - 3	長期エネルギーの考慮	11
2 - 4	エネルギー供給の制約	12
2 - 5	特定の紛争予想地域	15
第 3 章	核拡散の方式と対応策	17
3 - 1	核保有のいろいろ	17
3 - 2	何を具体的に防止するのか	19
3 - 3	低開発国と差別待遇	20
3 - 4	ハイジャックの問題	23
3 - 5	問題の具体的焦点	24
第 4 章	核防条約の再評価	26
4 - 1	カーター外交のスタイル	26
4 - 2	核防体制のクレジット	27
4 - 3	他の国々の反応	29

4 - 4	条項ごとの問題	31
4 - 5	五というのは特別の数なのか	33
第5章	SALTの経緯	34
第6章	各国の核戦略	41
6 - 1	米ソの核戦力	41
6 - 1 - 1	ソ連は戦争遂行能力を目ざす?	41
6 - 1 - 2	ソ連の損害限定能力への努力	45
6 - 1 - 3	核戦力の実質的比較	47
6 - 1 - 4	戦域核戦力の問題点	50
6 - 1 - 5	再認識される通常兵力の重要性	51
6 - 2	フランスの核戦力	53
6 - 3	イギリス	54
6 - 4	中国の核戦力	55
6 - 5	インド	58
第7章	各国の原子力平和別用	59
第8章	核に関する雑誌記事の内容分析	67

第1章 序論と要約

1-1 日米核燃料交渉

核不拡散政策がアメリカの中心的課題となり、「東海村再処理工場の運転は難かしいかも知れない」と国務省の担当官がささやいたのは1976年夏、まだフォード政権の下でのことであった。日米原子力協定にはたとえばアメリカとユーラトム（欧州原子力共同体）の間の条約には含まれていない条項があって、アメリカから購入した濃縮ウラン（実際にはウランそのものは日本が他の国で買付けて濃縮サービスだけを購入している）を用いた使用済燃料を再処理する時には、保障措置の適用が可能か（safeguardable）どうかについて共同決定をする必要がある。つまり実質的にはアメリカの同意が必要なのである。

再処理によって抽出されたプルトニウムは原爆の材料になり得るので、国際機関による査察が十分にかかるかどうか確認しようというだけの意味で、従来の日米の政策からすると何等問題の無い筈の規定であるが、ひとたびアメリカ側が「合意はしない、或いは合意は出来ない」という基本方針を決めたとなると恐る可き強力な武器となる。同様に日米協定の中にはアメリカ供給の濃縮ウランによる使用済燃料を再処理の目的で第3国に移転するには米国の許可がいることになっている。同じ条項はユーラトム協定の中にも含まれてはいるが、ユーラトム諸国が一括して結んだ条約であるので域内での移動は自由である。実際問題として、商業ベースで再処理ができる施設を持っているのは世界中でイギリスとフランスだけであるから、この場合も原子力先進国の中で日本だけが委託再処理が出来ないことになってしまう。

動力炉・核燃料事業団（動燃事業団）が東海村に中規模再処理工場（1日0.7トン処理）を建設運転して技術の習得につとめ、以後10年余をかけて民間ベースの商業再処理プラント（1日5トン処理）を導入技術も混ぜて建設し、その間の容量不足ぶんは欧州に委託再処理するというわが国の基本ストラテジーが曲がりなりに

緒につこうとしたところでアメリカがその全部を差し止めたという形態になったのである。

1977年3月のワシントンでの日米首脳会談では総理大臣が大統領にあれほどきつい言葉を使ったのは戦後の日米外交史上初めてだったといわれるほど強い申し入れが行なわれ、その後4月、6月のワシントンでの交渉、5月ロンドンでの西側七カ国首脳会談での申し入れ、6月から7月にかけての東海村での共同調査と話し合いを繰り返えしながら、わが国は何とかして完成したばかりの東海工場の運転に入り、欧州再処理委託にアメリカ側の合意を獲得しようと懸命の努力を続けたわけである。

ひるがえって、アメリカ側の目からこの交渉の過程を見ると日米間で基本問題の認識に大きな食い違いがあり、当面どのような妥協が成立つにしてもそれが今後に長く尾を引きそうな様相になっている。

1-2 核不拡散の諸要因

核兵器不拡散が1976年の大統領選挙でクローズアップされ、この年の10月にフォード大統領が「再処理とプルトニウム利用は軽水炉を中心とする今日の原子力発電にとって必然的帰結では無い」と従来のアメリカ政策の180度転換を声明し、翌77年政権の座についたカーター大統領が更にそれを強化して「再処理の商業化を無期延期し、高速増殖炉の実証を遅延」とすると同時に他の国々もこの方針に同調するよう強く呼びかけるに到った裏には幾つもの要因がある。

石油ショック後のエネルギー事情から多くの国々が原子力発電に強い関心を持ち核技術の世界的拡散がいよいよ実現しそうな様相となったことがその一つである。インドが平和利用の枠の中で先進国の援助を受けながら、且つ核爆発平和利用の名の下に実験を強行したことのショックがもう一つある。韓国、パキスタン、ブラジル等明らかに再処理技術を取得する商業上の理由のため国がフランスや西独からその技術を輸入しようとしたことの影響も大きい。米ソの核均衡の世の中で且つ南北間の政治的コンフロンテーションが増加している時点で第3世界の核武装は世界秩序に大きな不安を与え、しかも軍事的にこれを阻止することは出来ないという認識は重大である。さらに潜在的な核武装国が北東アジア、中東、南大西洋といった

紛争地域あるいは今後の石油の生産地及び輸送路にまたがっていることの意味も無視出来ない。ベトナム、ウォーターゲートの重荷から解放され、NATO正面での米ソ軍事衝突の可能性が薄らいだことでアメリカ人が核拡散問題に専念する心のゆとりを取戻したということもあろうし、何よりもこの問題については米ソの利害が一致する筈だという頭もあろう。国内のエネルギー論議の中で放射能による環境汚染への反撥が強く、原子力発電の大規模推進が困難視され、しかも使用済燃料の処置とプルトニウムが攻撃の主目標になったという事情もある。

言い変えると、カーター政権がプルトニウム問題をこれだけ強い態度でとり上げるに到ったのは議会を初めとする世論の動向が大きく作用している。その基盤をなすのはアメリカによつての国家安全保障の世界戦略と同時に純粋の国内政治上の考慮が働いていることがわかる。

1-3 南北問題としての認識

1960年代の終りにジュネーブの軍縮委員会が核拡散防止条約の草案を論じていた頃の問題意識は日本、西ドイツを初めとする工業先進国の核武装に対する懸念であった。条約の各条項を見るとこの点が明らかになって来る。特に第1条、第2条が核兵器の取得のみでなく、核兵器のコントロール（管理権）に言及しているのは、欧州に配備されている多数の戦術核兵器が西ドイツを含む北大西洋条約軍の手に移って米ソの核衝突が始まる事態を想定し、これを否定することによって第3次世界大戦の発生を回避することに米ソが合意したのだとの解釈もある。前にニクソン大統領の補佐官をつとめていたアレクサンダー・ヘイグ大將がNATO軍総司令官としてニューヨークタイムズのレストン記者の質問に答えて、1977年の北大西洋軍の関心は中央ヨーロッパというよりはもっと南に寄った周辺地区であると述べているのも1968年当時からの変化を明白に示している。

そういう状態であるからこそ、1968年の核防条約の中では工業先進国で核武装の意図を放棄した国々に平和利関係技術の自由を保証し（第4条）、軍事転用を行なっていない事実の検証を国際原子力機関の保障措置に頼る（第3条）という図式が可能であった。工業先進国にとって世界政治の現状維持には基本的な不満は無く、

また必要な調整機能が先進国相互間には曲りなりにも存在している。この現状に挑戦出来るほどのスケールの核武装は技術的、経済的に不可能であるか、或いはマイナス効果のほうが大きいという共通の認識に立ってのことである。いずれにしても、これらの国々がどんな犠牲を払ってもある程度の核武装をしようと決心したならばこれを止めることは難かしいという状態に今日では立到っている。これに対して、第3世界の諸国は世界政治と経済の現状に根本的に不満を持っており、CIECに例を見る如く調整の機能は不備でしかもごく少数の核爆発装置を入手するだけで現存秩序に対して局所的ではあるが有効な政治的挑戦が可能である。いっほう国際査察は少数の核爆発装置を監視する目的では技術的効力が薄く、仮りに十分有効な技術が開発されて早期発見が可能となっても、既に出来てしまった核爆発装置に手を出すことは出来ない。国際原子力機関の保障措置は継続的な核兵器システム開発意図に対して政治的、軍事的な対抗手段を講じる為の引き金として本来考えられたものである。

このように考えると、今になって米国が核防条約批准国である韓国の核武装を心配し始めた理由がわかる。今日の主題である第3世界への核拡散防止はこの条約の中では考えていなかったテーマなのであり、従って、日米協定による再処理工場の *safeguardability* が成り立つことが証明されてはかえって困るのである。技術的に保障措置が有効なのだと国際的に証明されたのでは韓国やパキスタンが再処理技術入手してプルトニウムを取得することを拒否する論理的根拠を失なうからである。条約第4条に違反すると非難されても、第3国がプルトニウムを手に入れる事態を防ぎ、これら核物質や関連技術の輸出禁止を実施したいというのがアメリカの意図である。東海村再処理工場の運転に合意出来ない重大な理由の一つである。

1-4 技術植民地主義の構造

技術的なデテイルはいろいろあるのだが、プルトニウム利用を進めても核武装の心配の無い国々と、まさにそれが心配になる国とを差別して、前者から後者への核拡散を防ぐことが今回のカーター政策の表に現われない大原則と言って良い。この区別をするに当たっての一つの方法は世界を核兵器保有国と非保有国とに分けることで

ある。これに対しては日本や西ドイツが反撥することは必至で、せつかくの核防条約の基盤を危くするのみで無く、米国としては最も有力な同盟国を失なうことにつながり兼ねない。工業先進国と低開発国とで区別することは、プルトニウム生産、技術開発、高速増殖炉などの産業が技術中心で多量の資金と長いリードタイムを必要とする極めて大規模なものであることを考えると甚だ自然であり、且つ第3世界への拡散防止という本来の目的にも適している。しかし、南北問題の今日までの推移と今後の様相を考えると政治的には不可能に近い解決と言えよう。アメリカは結局この一番の難問をバイパスして世界のすべての国を無差別、平等に取扱おうとして各方面の批判を浴びたのである。カーター核政策についてはアメリカの原子力産業巻き返ししの陰謀であるとかいろいろのことが取沙汰されているが、無差別に扱おうとの熱心さのあまりアメリカ自身までを禁止の対象に含めることで国内の反撃を受けている有様を眺めると、政策当事者の真摯さを疑うわけには行かない。むしろ一番難かしい問題を避けて通れると考えた態度そのものが問題にされる可きである。

アメリカが「プルトニウムを使わない原子力」として提出した代案のうち、ウランが豊富になるからそれだけで当分やって行けるという考えは、技術やエネルギーの本質を理解しないものとして世界中の専門家の嘲笑を浴びた。ウランとプルトニウムを混合再処理する方式は結局プルトニウムをすべての国々に輸出する結果となり、政策の目的からすると論理的矛盾である。トリウムを使う増殖炉では核兵器原料であるウラン233を取扱って良い国と悪い国とに区別する必要があり、結局問題はふり出しに戻ってしまう。もしそのような区別をしないのならば、世界最大のトリウム産出国であり昔からトリウム原子力に大きな関心を寄せていたインドとブラジルの参加を拒否することは出来ない。

「差別」の問題は本来国際政治の判断に内蔵されるテーマであり、混合再処理やトリウム等の技術的手段で解決出来るものではない。アメリカの核政策が本質的に「差別」への提案に他ならぬことは第3世界がいち早く気付いて居り「新しい技術植民地主義だ」と非難の声が高まっている。

1-5 「安全保障」への種々な「脅威」

第3世界が将来作るかも知れない少数の原爆に比べて米ソが保有する数万発の核弾頭と各種ミサイルのほうの世界平和に対してはるかに重大な脅威である。それにもかかわらず両国は、核軍縮とは到底呼べない程度の最低限の合意である SALT(戦略核兵器制限交渉)にすら成功せず、中性子爆弾, MX, Trident, SS-18, Backfire, 巡航ミサイルなどますます核軍備のエスカレーションを続けそれに必要なプルトニウム大増産を図っているとの非難が起きている。石油産出の量と価格の支配権が南側の生産国の手に移り、代替エネルギー開発も思うにまかせず、今やエネルギー供給見通しの暗さは先進工業諸国の経済に実質的なマイナス成長を強めようとしている。豊富で低れんなエネルギーの供給が常に需要増を自動的に満たしてくれた時代は終り、今やプルトニウムの如く20年先には豊富で且つ対外依存度の少ないエネルギー供給の可能性を持つ技術は工業先進国にとって不可欠のオプションであり、これを否定されることは国家安全保障にとって核拡散よりはるかに重大な脅威であるとの議論もある。アメリカのプルトニウム否定によって原子力平和利用そのもののクレジビリティが失なわれ、他方カナダ、オーストラリアなどのウラン産出国が拡散防止を理由によその国の原子力政策に干渉し始めたおかげで将来の高速炉どころか目の前の軽水炉による発電まで危くしていることに忿懣の念を抱く向きもある。

これらのいずれもある意味で尤もな意見であり、同時に問題の現実の姿に対してはあまりに単純化された見解だと言うことが出来るであろう。一つには、何をもって自国の安全保障に対する最大の脅威であるかを見做し、政策の座標軸をそれに合わせて行くかは国によって、また時によって異なるからである。逆に言うと、長きにわたって高度経済成長の安易さと、日米間の特殊関係に依存することに馴れて来たわが国には、ここに掲げた3点程度の基本的問題すら十分に掘り下げて吟味する習慣がちっとも生じなかったのだとも思える。供給が自動的に需要に追従するシステムの中では本当のエネルギー政策の必要はない。核兵器の非道義性を批判し、しかも自からは超大国の核の傘の被護の下に暮らしている間は近隣諸国の核武装の可能性に対処する政策も不要なら、核拡散防止の世界戦略に積極的に参加する政策基盤

もいないことになる。世界の核装備、平和利用の現状、SALT交渉の推移などを眺めると、今やそのような良き時代は終わったことは明らかである。

政策の必要のないところに問題意識は生まれない。そして意識のないところでは政策形成のための体制は育たないのである。それが今日までの日本であった。東海村再処理工場に象徴される日米核燃料交渉は、そのような問題意識の欠如した社会が突然に核不拡散問題の、しかも最も複雑なエッセンスを突きつけられた姿だといふことが出来る。相手方の米国も外交交渉にデリカシーを欠くことでは人後に落ちぬ伝統をもっている。日本が今直面している事態は昔風に言えば新しい「国難」前ぶれである。

第2章 カーター政策の背景

2-1 軍縮コミュニティの懸念

カーター大統領の核政策が個人としての宗教的とも言いき信念に基づいているという評価は事柄の背景を甚だしく誤解している。もちろん、大統領個人のパーソナリティが新政策にドラマチックな様相を加え、政治上の効果としては無視出来ない影響力を持っている。しかし、拡散防止をエネルギーの配慮に優先させるという思想は原子力平和利用のごく初期から、いわゆる軍縮コミュニティの間には強い底流として存在した。この人々がカーター政権の誕生に伴って行政府の責任ある地位についたことによって問題は一挙に表面化したのである。

第2次大戦が了ってすぐにアメリカが懸念したのは原子爆弾という強力な兵器がソビエトに拡散する危険についてであり、初期の原子力政策はこの心配を軸として作られていた。第2次大戦の戦友であり原爆開発のパートナーであった英国にさえ兵器技術の移転を拒否したのは、そのルートを通じてこれがソ連に流れることを恐れた為である。「新しい技術を長く一国が独占することは出来ない」という科学者の警告が当たってソ連が第一回の核実験に成功したのは1949年である。

その当時のアメリカの反応はNSC 68（国家安全保障会議文書）や当時の原子力委員会特別諮問会議の報告などに詳しいが、要するに如何にしてソ連を潰滅出来るだけの核兵器の技術と数量を維持するかの論争であり、それがそのまま水爆開発の決定を経て米ソ間の果しないとも思われる軍備競争につながっていったのである。ジョン・フォスター・ダレスの大量報復の戦略の時代には核拡散防止はアメリカ核政策の第一のプライオリティ・アイテムで無かったことは確かである。1953年末にアイゼンハワー大統領が原子力平和利用政策を打ち出した当時、これらの技術や核物質が軍事転用されることを防ぐために査察を含む保障措置が打出されたことは事実であり、現にこれは1957年の国際原子力機関憲章の重要な一部となっている。しかし、50年代後半から60年代初めにかけて、平和利用の推進が核拡散の懸念にはるかに優先していたことは確かで、この際に保障措置というまだ実体がよく規定されていない概念の存在だけで何となしに人々に安心感を与えてしまったよ

うである。しかしこの時代既に「平和利用の名の下に核兵器技術を全世界に拡める愚かな政策だ」とする批判の声が軍事専門家を中心にあらわれていた。

「N番目国問題」が取沙汰されるようになったのは1960年代の半ばである。一定の条件さえ備えていれば誰でも核兵器が持てるくらいに原子力関係の技術と知識が一般化したことを示している。この頃から、どこかの国がどの程度核武装をしたら国際政治と軍事情勢にどの程度の変化が生じるかが一種の知的ゲームとしてアメリカや西ヨーロッパで盛んに議論されるようになった。大量報復といった原始的戦略の時代が終り、核弾頭、ミサイルその他の技術進歩と共に「抑止」を中心とする核戦略論に花が咲いたのと軌を一にしている。核拡散防止も論議のアジェンダに上がったが、同様に核武装推進乃至容認が時によってはかえって世界の安定度の増加に寄与するという意見もあった。何といてもすべての判断の基盤が米ソの核対立という図式の上での話である。核軍縮あるいは核の有効な軍備管理については1940年以来根気良く国際的な舞台で議論され続けてはいたが、早期実現可能なものとは米ソ共に信じては居らず、軍備競争の一つの手段として互いに相手方をけん制し且つ自国の平和的意図を宣伝するニュアンスが強かった。

このような風潮に対してアメリカの軍縮コミュニティの一部が真剣に憂慮していた。但しこの場合の出発点は飽くまでアメリカのナショナル インタレストであって核に関する道義主義、世界平和に関する理想主義的色彩は薄い。極めて現実主義的な発想を出発点とするだけに、この人々が主張する政策もアメリカ自己中心的なものとならざるを得ない。

2-2 Future Conditional の特色

核拡散問題を掘り下げるに先立って「常に将来の可能性を予測しこれに対処する」という原子力に共通のきわ立った特性に言及しておく必要がある。技術史の上で見ると、原子力は実際に開発されて社会に定着するはるか以前から人々がその存在を意識し対策の論議を始めた初めての巨大技術という珍しい特色を持っている。

1945年に国連原子力委員会が原子力国際管理に関するバルーク案の審議を始めた時点で世界中には恐らく数発か多くても十数発の原子爆弾が存在していただけで

あろう。それでいて関連する一切の技術、資源、施設を国際管理の下に置くことを含む詳細な提案がされたのは核兵器の持つ恐ろしい潜在的破壊力が強く認識されたからである。1945年以来、核実験を別としてこの兵器が実際に使われたケースは勿論無い。むしろ核の軍事利用技術が恐る可き進歩を遂げている間これを支配する論理は、「実際に相手国が核兵器を使いそうかどうかの判断よりも、可能性がゼロで無い限りは敵は核を使うものという前提で対応策を考えねばならぬ」ということであつた。詳細な分析は別として、これが抑止の論理の基本構造である。「危険」としては一番大きいものを考え、「対応策」の有効性については最悪のケースを想定する方式で、これが米ソの核の相互エスカレーションを助長する効果を持ったことは明らかである。

平和利用の時代に入ってからまだ1キロワット時の商業ベース発電も行なわれていない1950年代に10年、15年後には何百万キロワットの原子力発電を実現するといった「計画」が続々と発表され、それが今日に到るまで原子力のエネルギー価値を考えるベースとなっていることは、時に甚だミスリーディングであると共に「将来に期待する」この技術の特色をあらわしている。同じことは安全問題に関しても顕著に見られる。確率は如何に小さくとも、想定し得る最悪の事故を考え、対応する技術手段は一番効率悪く作動するものと仮定して、それでもなお十分に安全であるようにというのがたとえば原子力発電所の設計や運転を評価するに当って今日の基本的手法である。この方式で行くと、どのような設計をしても必らず何等かの手段で環境に大きな放射能汚染を与える大事故の発生を想定することが可能であり、どこかで打ち切らないときりの無い話になってしまう。「How safe is safe enough? (どこ迄考えれば十分安全なのか?)」というのが今日安全問題を論じる際の基本的疑問である。

以上3つの例はあらかじめ境界条件を設定せずにいきなり議論に入ると収集がつかぬ状態になり得ることを示している。原子力が本質的に大規模技術で人類社会に与える影響も甚大であり得るにもかかわらず全く未経験な状態で将来を規定する決定が今日なされなければならないという構図そのものから来ており、実は核拡散のテーマも同じ問題を内蔵している。

今日のセンスにおける核拡散の唯一の具体例は1973年のインド核実験である。

これは平和利用の名の下で先進国の援助を受け、技術や核物質を導入し、しかも一時アメリカが先に立って推進した核爆発平和利用の名を借りて行なわれた。如何なる国際約束にも抵触して居らず、如何なる裁制措置も有効にはとられなかった。この問題を一般化し、しかも異なった国情を背景として「最悪の拡散シナリオ」を想定し始めると、如何なる防衛手段をもってしても完全には対処出来ないことは安全性論議の場合と同様である。米ソの核対立が均衡化の方向をとり、それを柱として作り出された先進国経済中心の世界の政治秩序に基本的不満を持つ第3世界の国々が核保有を通じてこれに挑戦するという状況を考え、更に原子力の技術情報が広く世界中に広まっている今日の実情を考え併せると「きりの無い」形でたくさんの核拡散のシナリオを作り出すことが出来る。それらのすべてに有効に対応出来るような防止手段を積み重ねて行くと結局は原子エネルギーの利用そのものを止める以外無くなってしまう。カーター新政策の最初の出だしにはそのような Open-ended な様相が看とられそれが世界各国の反撥を招く原因となった。

2-3 長期エネルギーの考慮

「核拡散防止」と「エネルギー利用」は原子力平和利用の当初から存在した二律背反であり、1977年の米政策はこの二つの優先順位を入れ替えたところにその出発点がある。フォード政権の末期からこれが除々にアメリカの世論となって来た裏には特に1973年以来顕著となったエネルギー問題の再評価がある。

再評価の第一点はエネルギーの大量利用が環境破壊に結びつくという認識であり、石炭露天掘り、空気中の硫黄ならびに窒素酸化物、石油による海洋汚染、廃熱による局地的な気象異常からもちろん放射能事故の可能性、放射性廃棄物、プルトニウムに及んでいる。これらの懸念は一方では巨大技術及びそのプラクティショナーとしての近代産業体制に対する全般的不信感その他と結びついて、いわゆるゼロ成長の論議や、もっと身近な技術に着目せよという「ソフト テクノロジー」の思想などを産み出した。言う迄もなくエネルギー供給量を将来にわたって増大させる必要が無いのであれば、核拡散防止の考慮が原子力の全体を支配することになって不思議でない。

それほど極端に到らずとも、原子力よりもすぐれた他のエネルギー源が存在するのであれば結果はほぼ似たこととなる。仮りに原子力のような放射能汚染を考えなくても良いエネルギーが多量に入手出来る見通しがあるのであれば公衆の反対や心配が強まっている今日敢えて原子力を強行すべき理由は無い。カーター エネルギー政策の根底には石炭利用とエネルギー節約を主として行けばそれが可能であるとの判断が働いている。もう少し詳細に、1977年3月のフォード財団による原子力レポートを中心として説明すると、20世紀の終りの時点で経済性と人間の健康に与える影響を計算してみると軽水炉と石炭とでは軽水炉のほうはやや有利である。いっぽう原子力について今日公衆の懸念の焦点となっているのは高レベル放射性廃棄物とプルトニウムであり、これは軽水炉燃料をウランだけに限定し、その使用済燃料を再処理せずに永久貯蔵することで回避出来る問題である。従って、石炭とエネルギー節約を中心に、再処理をしない軽水炉を補助に利用して行くことで21世紀に入るまでのエネルギー需要を賄うことが出来るし、且つ核拡散の心配もしなくて済むというのである。

このような主張に対する反論の一つが、アメリカ特有のエネルギー事情を世界の他の国々に押しつける訳には行かぬというものである。米国自身は石油、天然ガスも随分持っているし、石炭に到っては無尽蔵に近くまたウラン資源も多い。エネルギーの消費構造をみても交通運輸、個人、商業部門などの比重が高く、節約が比較的やり易い状態にある。前記のエネルギー ミックスの判断が正しいか否かを別として、資源をアメリカほど豊かに持っていない他の国々には通用しない政策だというのがこの意見の中心をなしている。この議論は結局のところ資源量の多少をめぐる論争という形をとって居り、たとえば国内の保有資源が少ない国であっても世界全体としての資源が十分で且つ供給の保証がされるのであればアメリカの主張が通ることになるのであろう。現にアメリカは軽水炉の燃料である濃縮ウランに関してはそのような供給保証が出来ると述べている。

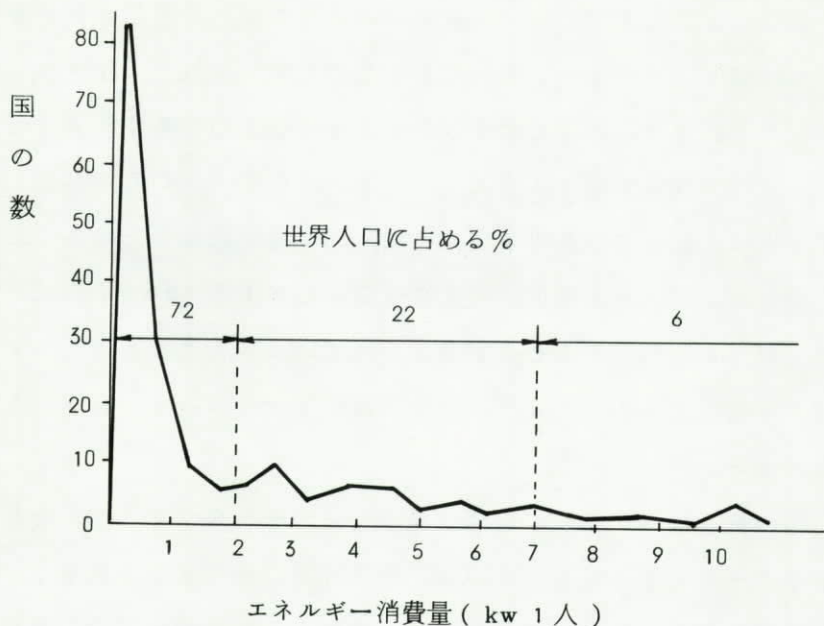
2-4 エネルギー供給の制約

具体的な政策を考えるに当って資源の絶対量はもちろん大切な要因であるが、本

当に決め手になるのはその入手可能性である。この意味で国内に容易に使える資源を豊富に持っていれば問題は少ない。それでも大量の石炭を採掘し、輸送し、且つ公害問題を引き起こさぬようこれを燃焼するとなると可成りの制約条件が加わる可能性がある。カーター大統領が言うように1985年に10億トンの石炭が燃やせるようになるかどうかは上記のような考慮に加えて、石油専焼設備をどのような手段で石炭利用に切換えるかといった難問が控えている。わが国も1985年には一億トン程度の一般炭を海外から輸入することが考えられているが、ここに述べたような各種の問題に加えて国際的な石炭カルテルの出現の可能性についても苦慮しなければならない立場にある。

エネルギー問題の発端は60年代の経済成長を支えてきた豊富で低れんな石油資源の見通しが暗くなったところから来ている。新規発見の絶対量が消費量を下回るようになった事情に加え、新しい埋蔵は沖合大陸棚その他市場化に金と手間のかかる所が多い。一番豊かな中東石油については産出の量と価格をコントロールする力が従来北の工業先進国の手に握られていたものが、1973年の石油危機をきっかけに南の生産諸国に移ってしまった。この為石油価格の大巾引上げが行われ、更にその結果として生産量そのものが産油国の経済条件によって左右されるようになった。産油国の工業化その他に必要な額を越える石油収入は徒らに過剰流動性を増やし資源の早期枯渇を招くのみである。世界最大の産油国であるサウジアラビアが増産に応じないことになると1980年代の半ばには、年率3%以上で増大する世界のエネルギー需要を賄うことはも早石油の手に負えなくなる。

3%の成長が必要かどうかという問題は北の先進国の都合だけで律することは出来ない。経済のゆるやかな成長は必要であり、人口構成の変化や産業構造を考えるとわが国の場合はほぼ6%という数字があげられている。南の低開発国にとっての問題は人口増と工業化の2点である。次の図に見る如く世界の大多数の国は個人当たりエネルギー消費に関してアメリカの10分の1にしかになっていない。工業化とはとりも直さずこれらの国の個人当たりの消費を増やすことに他ならない。何といたっても石油が一番使い易いエネルギーであるから、1980年代に石油の生産が頭打ちになった時は全石油に対する南の取りぶんが相対的に増えるということになるのであろう。これを否定することはとりも直さず低開発国の工業化努力を否定すること



1976. 国際応用システム解析研究所 (I I A S A) による
エネルギー消費分析

なる。このようにして先進工業諸国が石油依存度を低下させねばならない理由は「天然資源のコントロール」と「低開発国の工業化」という今日の南北問題にとって最も重要な建て前にかかわっていることになる。

いっぽう、新しい資源を生み出すための技術の開発には多額の資金と長い年月を必要とし、しかもかつての科学技術万能の世俗信仰が消えた今日の目で眺めると開発に成功する保証は全く無い。核融合や太陽熱（冷暖房以外）の多量利用はうまく行っても 21 世紀にかなり入ってからと言われる。エネルギー節約が 5% 程度以上の効果を挙げる為には新技術開発、産業構造の転換と多分社会構成の変化が必要である。石炭の液化によって環境問題や輸送のネックを避ける技術の開発もこれからのことである。結局 20 世紀中に実用規模に達する技術開発が期待出来るのは軽水炉、石炭、エネルギー節約の 3 つに絞られ、どれ一つをとっても易しいもの安いものは無いということになる。エネルギー高価格時代が始まっているのであり、市場メカニズムを通じてエネルギーが自由に入手出来る時代は終わったのである。この後の点については中東の石油が国際流通商品ではないことを自ら立証したのに引続いて、軽水炉燃料である濃縮ウランも生産国（資源国）の政策によって国際間流通

が著しく阻害されることを天下に証明したのがアメリカやカナダの核不拡散政策であったことは奇妙な皮肉である。

そうすると、資源に乏しい国々は供給源の多様化と外国依存の低下をもってエネルギー戦略の中心とせざるを得ない。ウランの1グラムは良質の石炭3トンに相当するという潜在エネルギーを100%利用する技術、すなわち高速増殖炉でプルトニウムを燃やすこと、が極めて魅力的なオプションであることは言うまでも無いであろう。軽水炉ではこの潜在性を0.5%程度しか利用して居らず、ウラン資源のエネルギー価値はせいぜい石油と同じくらいだと言われる。高速炉の技術は米、ソ、英、仏などで開発され1990年代には実用可能と見られているのである。

2-5 特定の紛争予想地域

核不拡散の政策がプルトニウム多量利用社会の未来図に備えた一般的配慮によるものとの見解と同時に、カーター政権は特定の紛争予想区域に核保有国が出現する危険に対処しようとしているのだという意見がある。屢々核武装の潜在国として名が出るのが a) 韓国、台湾、 b) インド、パキスタン、イラン、イラク、イスラエル、 c) 南アフリカ、 d) ブラジル、アルゼンチンであることを思うところの説にも肯綮に値する分部があるようだ。

a) はいずれも分裂国家であり、紛争の可能性を強く持ち、北東アジア全域の安定にかかわっている。

b) は中東の産油地帯とこれを取り巻く区域である。アメリカは現在石油需要のほぼ半分をこの区域から輸入し、今の見通しでは1985年頃には石油輸入国に転ずるかも知れないソ連との間で中東支配をめぐる軍事行動の可能性を含む大掛かりな対決の準備が進んでいる。インド洋をめぐる軍事基地、中東諸国への武器供与などは1980年代になってサウジアラビアの約1000万バレル/日の石油生産の奪い合いが始まる時期に自国のエネルギー資源を確保する為の準備行動だとも言われる。そのような時に、この区域の国々が自ら核をもってアメリカのグランドストラテジーと離背する行動の自由を確保するようなことになっては一大事であろう。

c) の南アフリカは世界の石油貿易の80%が通過すると言われ、いわゆるシーレーン

に当たっている。d) も単にアメリカにとって伝統的な裏庭であるというだけで無く、石油のシーレーンを形成する南大西洋の重要な一画である。

エネルギー危機が原子力技術の世界的拡散のきっかけになった事実を考え併せると、今回のアメリカの核政策の転換のうらには米国自身のこの問題に関する考え方の筋道に大きな影響を与えた存在として南北問題が大きく浮び上がってくることがわかる。つまり南北問題のいろいろなフェーズが多くの場合石油を媒体として不拡散政策と関連していることになる。これと同時に、本来第3世界への核拡散に対処する筈の政策がエネルギー問題に悩む北の諸国を無差別に直撃する結果になったのも、特に南の国々を差別した形で政策を進めることはも早政治的に許されなくなったという南北問題の現実から来ていることも極めて興味深い。

第3章 核拡散の方式と対応策

3-1 核保有のいろいろ

一口に核保有といってもその形態はいろいろである。今日までの核兵器の歴史の中でどこの国もが真先に手がけたのは天然ウランを燃料とするプルトニウム生産炉を作り、その使用済燃料を再処理してプルトニウム 239 の純度 90 % 以上の「兵器グレード」の物質を生産し、爆圧式の原爆を作ることであった。これは 1974 年のインドについても同様である。現代の核兵器技術が米ソでどの程度進歩しているかは不明であるが、爆圧式に頼る限り軽水炉の使用済燃料から取出されたプルトニウムは次表に示すように純度が悪く、信頼出来る原爆にはなり難い。このようなプルトニウムを使って原爆保有に到った国は今までは例が無く、核保有に到る費用対効果は一番悪いだろうと考えられている。従って軽水炉燃料の再処理をベースとするプルトニウム及び高速増殖炉の技術が広がることは、それが直接原爆の材料として使われるというよりも、原爆の基礎技術に関する経験を積んだ国が増えることで世界の核保有の潜在性が増す点に問題があるとしている。ハーバード大学の T. Shelling によると、個々の国が核保有を指向するか否かよりも、一朝有事の時は核兵器を作ろうという現実的な動員計画を各国が持つようになり、そのこと自体が国際社会の不安定化を招くことになる。このような定性的分析と、原子炉級プルトニウムで現実に一応の原爆が作れる話が混同されて問題をいっそうわかりにくくしている。

	兵器用プルトニウム (組成, %)	原子炉級プルトニウム (組成, %)
^{238}Pu	—	1.5
^{239}Pu	93.5	58.0
^{240}Pu	6.0	24.0
^{241}Pu	0.5	11.5
^{242}Pu	—	5.0

原爆保有に到るもう一つの道はウラン濃縮によって 90 %以上の濃縮ウランを作ることである。従来のガス拡散法による濃縮工場では高濃縮ウランを得るには非常に大規模な施設を必要とするので、水爆の引き金として用いる意図のある国以外はこの方式に手は出まいと考えられていた。遠心分離法では経済性さえ無視すれば話はずっと簡単である。自動車のエンジンを製作するなど高速回転体の技術を持つ国であれば数年で一発目の原爆に到達出来るのではあるまいか。

原子炉級プルトニウムを使って一発目の原爆を作る国があったと想定する。工業先進国はそんな迂遠な方策はとらないであろうからこの場合設計技術も高級とは言えず従って実際に実験をするまで爆発するかどうかの自信はない。また核実験をやってみせないと近隣の国々が核保有を信用してくれず、それでは最も重要な政治的威信に何の貢献もしない。一たん核実験をした後の軍事的用途は国境に核地雷を敷設したと宣伝すれば半信半疑の状態に地上軍の侵攻に対する抑止の効果ぐらいは持ち得る。これは実は中印国境におけるインドに適したシナリオである。

弾頭の数を百ぐらい、航空機またはミサイルで敵の目標まで運搬出来るほどに小型化するとするとこれは既に兵器体系である。この為には当然兵器級プルトニウム生産炉、再処理施設（軽水炉燃料の再処理よりは技術的に容易である）または小規模の遠心式濃縮工場といった信頼度の高い且つ安定した生産ラインを選ぶであろう。弾頭の小型化には何回かの核実験が必要であり、また F15、F16 級の航空機かバーシング級の地对地ミサイルが必要である。兵器体系の保有には一つの戦略思想が必要であり、当然他からの同等程度の核攻撃に対する防衛が必要ということになり、それには地对空ミサイルによる防空システムの保有が前提となる。工業化途上国がこのシステムを完備するには仮りに弾頭以外は輸入するとしても整備、保守能力を考えて最も工業化の進んだ国で 10 年程度は最低限必要であり、且つそれでも軍事的意義は局所的なものに限定される。

それよりもグレードの上った核武装となると小規模とは言え戦略的意味を持ってグローバルな核抑止の体系に参加することになる。人工衛星、原子力潜水艦、ICBM などが必要になってくる。最近の風潮では長距離巡航ミサイルがこれに置き変わることも考えられるが、いずれにしてもよほどの覚悟をした上で先進工業国が手をつけて初めて可能となる規模であり、第 3 世界の問題ではない。

3-2 何を具体的に防止するのか

核拡散の概念が：

- ① 抽象的な動員計画の可能性
- ② 一発の原始的核爆発装置の保有
- ③ 一応の核兵器体系の保有
- ④ 小規模ながら戦略的核戦力

といったふうにいろいろなグレードで考えられる時、核拡散としてどれを防止したいのかの目的を明確にしない限り具体的政策をたてることは難しい。①が問題であるならば、答も同じく抽象的になってしまい、現在のように原子力技術と知識が世界中に普及した状態では潜在核保有能力の拡散を中止することは不可能だということになる。それでも原子力発電を世界的に禁止すれば拡散の速度は一番遅くなるであろう。逆に高速増殖炉を盛んにやれば一番早まるであろうが、それにしても先進国がこの技術を産業規模で確立するのが20世紀の末頃だとすると、第3世界が実用的な高速炉を輸入し始めるのはもっと後になる。つまり30年以上先のことを心配していることになるのに対して、先進工業国のエネルギーの行詰まりは10年のうちには始まるのである。最も気になるのは世界中のあらゆる国がプルトニウムを使った高速増殖炉の技術開発の権利を主張し何等かの活動を始めることである。研究活動にはいろいろと変則的な事態が含まれ得るので国際保障措置が軍事転用を発見することも発電の場合に比べて難しいという問題がある。ひるがえって考えると、西欧、日本などの工業先進国が国際協力をし、多額の研究開発費をつぎ込んで今日迄努力をして来てなお実用化は1990年代と言っているほどの大規模先端技術の開発に、原子炉を初めて持ったか持たないかの程度の第3世界の国々が今から手をつけて成功すると考えるのは非常識である。プルトニウム技術開発が能力の上からもエネルギー需要の面からも正当化される国はごく限られた少数となる。

②番目の原子炉級プルトニウムによる核爆発装置の問題も同様にタイミングが重要である。不特定の国が30年か50年先にそのような事態に到ることを考えるのであれば問題は①のケースとほぼ同様である。発電用原子炉の建設が始まった程度の国がプルトニウムを入手するための再処理に手をつけようとする可能性に対抗す

るもっとも強力な反論は、軽水炉燃料を経済的に再処理する技術は未完成であり、且つ最小規模の商業ベース再処理工場は百万 KWの軽水炉約 40 基を顧客とする必要があるという点であろう。つまり相当大規模の原子力計画（日本、西独、フランスの規模）を持つ国以外では再処理事業は当分の間正当化出来ないのである。これに加えて、軽水炉燃料としてプルトニウムを利用する研究開発が当面不必要であることが広く合意されるようになると、軽水炉を少数持っている国が研究用という名目でプルトニウムを購入する口実がすっかり無くなることになる。逆に言うと、商業規模で再処理を行い、そこから生じるプルトニウムをベースに高速増殖炉の実用化努力をして行く能力と必然性を持つのは今後 30 年ぐらいを考える限り少数の工業先進国、すなわち、米、ソ、EC、日本の 4 地域に自然に限定されてしまい、第 3 世界への核拡散防止はひとりでに達成されることになる筈なのである。

③の兵器体系の場合について一言すると、最初の核実験からある規模の核保有に到る 10 年以上の期間世界の他の国々が手をこまねいて傍観しているとは考えにくい。もし、現在及び将来の世界の安定に責任を感じると自称する国々が一発の核実験が行われたが故に、兵器体系への移行の過程を有効に阻止することは出来ないだろうと考えているのであれば、今日の核不拡散政策そのものが意味の無い討論会に過ぎないことになってしまう。政治的、経済的、軍事的な諸手段を通じてそのような核保有を不可能にするので無ければ話にならない。この場合も他のケースと同様に、a) 第一発目の核実験を何が何でも阻止しなければならないのか、b) その第一発目の時期が今から 10 年ぐらいの可能性の国を対象とするのか、それとも 30 年、50 年先のことで考えるのか、c) その目的で支払える犠牲は誰がどの範囲まで負うことにするのか、といった境界条件をはっきり見定めて初めて政策が具体的に焦点を合わせられるようになって来るのである。

3-3 低開発国と差別待遇

今日の南北問題がアメリカだけに限られたテーマでは無いことは勿論であるが、その道義的なインパクトという意味ではアメリカが最も多く負担を感じている様相があり、ある意味ではウッドロー ウィルソンの民族自決の福音の「つけ」が今ま

わって来たという感が無いでもない。新経済秩序の主張にしても国連等の舞台での権利要求にしても、アメリカは自国の過去の行動に対する責任範囲以上に一般原則論として南北問題を受け止めこれに対処せざるを得ない状況に自らを追い込んでいる。戦後の原子力平和利用の時代に低開発国に資金や超低利の融資を提供して原子炉その他の施設を贈り、多勢の科学者、技術者を自国に受入れて養成し、今日その為に核拡散を心配して手段を講じようとして「技術植民地主義」呼ばわりをされているのはその典型である。

前節でも述べたように、もし原子炉級プルトニウムの拡散が心配であるならば、実際にプルトニウム技術に能力や需要のある国が低開発国の間から当分出て来ないことは明らかなのであるから、必要と思われる手段を黙ってとっているほうが実際の効果ははるかに良くあがったのであろう。ソ連は早くから東欧圏諸国にプルトニウムは取扱わせない政策を採用し、誰にも言訳をせずに過去十数年これを実行して来た。他方、西ドイツやフランスに濃縮ウランを売却するに当って使用済燃料はソ連に必ず送り返せというような条件はつけて居ない。そのような要求をしてみても聴き入れられる筈がなく、又先進工業国の技術能力と政治判断はも早その程度の手段が有効性や必要性を持たぬところ迄来てしまったことを知っているからである。ところがアメリカの場合には屢々言訳が実行に先行する為に「第3世界の諸国は政情不安定であるから一度核を保有したならば管理を慎重にするかどうか信用は出来ない」等と説明をしたり、世界の国々の間で差別待遇は出来ないと思うあまり工業先進国を当惑、憤慨させたり、自ら範を示そうとして国内の反撥を招いたりしているのである。今回の核不拡散問題の発生に南北関係の現状と将来が大きく影響していることは今までにも述べて来た通りであるが、その解決に当って南北問題の道義的側面に対する意識過剰ぶりがかえって解決を難しくしていると評することが出来よう。

純粹に手続的な考えで不拡散の問題を考えると「核兵器を持っても良い国、あるいは持っても止むを得ない国」と「核兵器を持つてはいけない国」という2つの明白なカテゴリーに分けないと不拡散のロジックによる核燃料サイクルは成り立たないことになる。

A. プルトニウムはいっさい使わないことにした場合。すでに幾つかの国がブル

トニウムを使って居り，エネルギー政策の将来からみて高速増殖炉は不可欠だと思っているのだから，この案は成り立たない。カーター核政策は当初この案を強行しようとした為に国際的な大問題を引きおこした。

B. プルトニウムは誰でも自由に使って良く，国際的な保障措置で十分な監視をする。ある程度の兵器体系を目指しての核保有活動に対しては保障措置は有効であるが，一発だけ核爆発装置の実験をして政治的示威効果を狙おうという国に対しては，技術的效果に限界があるのと同時に時間的にも有効な政治上の対処が間に合わないきらいがある。保障措置そのものは軍事転用の早期発見が中心であり，政治的対応と連動して初めて効果をあげるものである。

C. プルトニウム活動の許される国と許されない国を分離する。必然的に後者では高速増殖炉も使えないことになる。高速炉に使うウランとプルトニウムの混合燃料を外国から手に入れば比較的簡単に化学的に両者が分離出来，プルトニウムを入手出来る。従って再処理によるプルトニウム抽出が前者の国々に限定されるだけでなく，プルトニウムの燃料利用自体が問題になる。ウランとプルトニウムを混ぜて取出す「混合抽出法」を採用しても問題の本質は変わらない。第3世界が高速増殖炉を必要とするのは21世紀に入ってからであるから，誰かが軽水炉燃料の供給保証をしてやれば，技術的にはこの方式で問題を約30年間は解決出来る筈である。

D. トリウムを使う方式。トリウムが中性子を吸収してウラン233という核燃料にかわることを利用した増殖炉であるが，当然再処理によってウラン233を分離しなければならず，これはプルトニウム同様原爆材料である。従って再処理は少数の「やっても良い国」に限られるという論理構造は同じである。この種の増殖炉燃料はウラン233とウラン238の混合でこれは化学的に分離出来ないから増殖炉そのものは世界中で使って良いことになる。但しトリウム系の技術は複雑で，今から大規模に開発しても実用化はもっと先に延びようし，だいいち世界最大のトリウム産出国であるインドとブラジルが技術開発を進めることを拒否する理由は全くたたない。

E. 動力炉以外のルートによる核拡散。プルトニウム利用の研究，ウラン濃縮の研究などという名目を利用することが実質的な核兵器に到る一番手廻しの良い方法であることは前にも述べた。それでいて研究開発活動に対する査察は最も難し

い。ある水準以上の技術能力を備えた国（現在問題になっているような第3世界の国々）に対して研究開発の自由を禁止することは更に難しい。不拡散問題で一番工夫を必要とするのはこの分野であり、結局第一発目の核実験から兵器体系への道を如何に有効な政治的手段で断ち切るかが問題の焦点となろう。

3-4 ハイジャックの問題

国が主権行為として核兵器を製造するのとは別個に個人あるいは武装集団が核物質を盗み出して核爆発又はプルトニウムによる環境汚染などのテロ手段に訴えて社会を不安に陥し入れる問題で、社会の中にプルトニウム量が増えるに従って発生確率も増大する筈である。この件については以下の3つのコメントが重要である。

1) テロの手段としてプルトニウムを利用することは費用対効果の面からは良い方法ではない。核爆発装置を作ることは一般に伝えられるような日曜大工的な仕事ではないし、一般にプルトニウムは水溶性ではないので、極く少量盗み出して多勢の人の体内に摂取させることは難しい。テロ手段としてのプルトニウムの効用についてはいろいろな研究があるが、実行手段としては最低の価値しかなく、むしろ今日のようにプルトニウムの話題が世間に広がっている時には一見クレジブルな「脅し」によって社会がパニックに陥ることが最大の危険である。

2) テロリストが「プルトニウムを手に入れたぞ」という脅しをかけることがあり得ない為には、誰がみてもクレジブルな防護体制がとられていることが必要である。プルトニウムがそのような形で存在するのは再処理と燃料加工の中間にある貯蔵庫だけで、いったん燃料体に加工されたり原子炉に入ったりしてから後は国家自身の意志による大規模操作を経なければ分離は出来ない。これが軍事転用とハイジャックの大きな違いである。もし前節Cのオプションで述べたようにプルトニウムの取扱い（再処理と燃料加工）が少数の国に集中出来るのであれば、これらの活動を地域的にも限られた燃料サイクルセンターに集中して、十分な物的防護体制を敷くと共に、計量管理を国際的に信頼出来る形で厳重に実施すれば良い。これは内容的には「保障措置の強化」と同義語である。

3) プルトニウム ハイジャックの可能性についてアメリカが神経過敏になって

いるのはアメリカだけに特有な事情があるからであって、そのまま他の国に適用される可き性質のものではない。1945年以来の兵器活動を通じて米国は何万発という核弾頭を生産し、配備し、開発し、また旧くなったものを廃棄する等の活動を行っている。海軍用原子炉を含めるとERDA(エネルギー研究開発庁)の関連だけで(国防省、航空宇宙局を除く)1978会計年度の関連予算が14.7億ドル、従事する人員が約6万5000人、関連する施設が研究、部品製造、弾頭の組立て等を含めて全米18箇所に及んでいる。これだけの大規模な軍事産業活動が過去30年余続けられ、しかも個人が火器を携帯することが全く自由な開放社会だとなれば、アメリカ政府が心配するように十分な防護手段が必要となることは容易に理解出来る。原子力といえば平和利用のみ、プルトニウムの存在量も存在箇所も極めて限定されている日本のような国とは全く事情が異なって居り、簡単に「プルトニウム社会の危機」などと抽象的スローガンを輸入して来ると問題の本質を誤ることになる。

3-5 問題の具体的焦点

核不拡散問題の広がりにはこの章で述べて来たように、数年先から50年先、一発の核爆発装置から一応の核兵器体系、抽象的一般論から特定国の核保有、プルトニウム否定からプルトニウム利用の有資格国の差別、核ジャックの一般的脅威から特定の防護方策に到るまで非常に多くの分野にまたがり、それらが技術開発、南北問題、総合エネルギー政策、原子力平和利用の歴史、原子力発電のパブリックイメージ等と一緒にあって議論されこの為に大きな混乱をひきおこしている。

今まで考えて来たことを総合して問題の焦点を絞ってみると、

i) 核燃料サイクルのエネルギー価値、産業の特性などを考えると、プルトニウム関連の技術開発(再処理、高速増殖炉)は世界の少数の工業先進地域に限り、他の地域に属する国々は今後10年から30年にわたって具体的に参加する必要が無いような形態をとることが合理的な方策である。

ii) これらの地域では核燃料センターの形で施設と技術を集中し、計量管理と物的防護を国際的にクレジブルな方式で厳重に実施する。

iii) プルトニウム利用研究、遠心分離式濃縮研究のように動力炉燃料とそれに含

まれるプルトニウムを經由しないで核武装に到達出来るルートに対して嚴重な国際管理を実施する。これは前記 i) の少数国以外に対するものが主眼である。

この方式は明らかな差別待遇である。経済的、技術的、産業ベースで完全に合理的で且つ核不拡散の今日の要請と完全にマッチするが、南北関係の政治的考慮からすると特に工業化の進んだ第3世界の国々に受諾を求めることは難かしい。この点こそが問題の焦点であり、これに触れることを回避して何とか一般論、道徳論、技術論で問題を解決しようと望むことは本来無理な相談である。

第4章 核防条約の再評価

4-1 カーター外交のスタイル

今回のカーター核政策は内容においてもその形態においても1970年の核拡散防止条約(NPT)の基本を修正するものである。あるいは、アメリカ人はNPTを本来の方向に更に発展させたものだと言うかも知れない。焦点が日本や西ドイツなど工業先進国の核武装から、第3世界のそれに移って来たからであることは今まで度々説明した。ただし、関連する要因は政治、経済、軍事、資源など極めて多岐にわたり、いわば国家安全保障の概念そのものの変革につながるような、国際社会における価値観の推移を含んでいるだけに、単純な割り切り方が出来るものではない。

そのような意味で考えるとアメリカの新しい核政策が、国際問題のアジェンダに上って来た経緯と方式にはいささか問題があり、これが今後のカーター外交の基本スタイルを示唆しているとしたならば、日本としても考えねばならないものを多く含んでいる。そもそもNPTは米ソ間の合意を中心として発展した多国間条約であり、その内容をどこかの国が一方的に変更することは許されない。NPT自身は多国間条約でありながら正規の事務局が指名されて居らず、その運営の円滑化を図るにはどうしたら良いのかが常々問題にされていた。国際原子力機関があるが、これはNPT第3条によって保障措置運営の場を提供しているのみで、政治的取決めとして成り立ったNPTの中での検証機構としての第3条そのものの運営管理を委託されているわけですらない。従ってNPTに重要な修正を行い、あるいはこれから発展して新しい国際約束を求めようとする時は、如何なる手続きを経て誰がイニシアチブを取ればよいのかは法的にも政治的にも不明である。1968年にNPTの草案の合意が成立したジュネーブの軍縮会議(ENDC)は、その後メンバーの数も30に増えCCDという名称で存続してはいるが、今日の核拡散防止問題が単なる軍縮以上に広い複雑な分野を包含していることを考えると、も早適当なフォーラムとは言い難くなってきた。

1976年10月のフォード大統領による原子力政策の声明を更に敷延強化した形で1977年4月にカーター大統領が原子力発電におけるプルトニウムの位置づけを大巾に変更した際には、純粹にアメリカの国内政策であるという形をとっていた。

10月のフォード声明に約3週間先立つてキッシンジャー国務長官の名で主要国にその草案を送付してコメントを求めたのは、国内政策とは言いじょう国際的な影響が大きいことを認識していたからである。カーター声明の際はその内容がよりドラスチックであるにもかかわらず、事前協議はおざなりで形式的であつた。本来大統領の意向は、4月の政策声明でアメリカの核技術に関する新しい対外姿勢を明らかにするつもりであつたものを、それに先立つ日本、西ドイツなどの反応があまりにも激しかった為に、急拠国内政策という形式に変更したのである。このような事前協議の不足は外国政府との間にのみ見られたのではない。アメリカ国内の原子力産業界はもとよりエネルギー専門家も議会も、大統領が新しい核政策を検討していた1月から3月頃にかけて相談にあずかることが出来なかつたばかりでなく、少数の担当者と会見をすることすら出来ずに居た。軍縮コミュニティにあつて核拡散問題に近年熱意を持っていた少数が、行政府の中心に入り込んで大統領の直接の指示を受けながら政策の基本形を作り上げたのであつて、政府部内における原子力問題の専門家集団であるエネルギー研究開発庁（昔の原子力委員会）ですらこの過程に影響力を持つことは許されなかつた。逆に言うと、各国のエネルギー事情の考慮、拡散防止の技術手段の限界、アメリカの今までの核政策の推移、その他核の外交を進めるに当つて当然考慮される可き要因の多くについて十分な検討を経ないでアメリカが一方的に極めて重要な外交政策上のイニシアチブを取るという結果になつたのである。

4-2 核防体制のクレジビリティ

核防条約の修正ということでは個々の条項上の問題もあるが、最も重要な点は「核防条約に加入しているだけでは核拡散防止の十分な要件とはならない」ことを公式に提示したことである。言うまでもなく核防の体制そのものにとつてこれは極めて重大なインパクトを受けたことになり、1968年の草案合意以来、1970年の国連総会、1975年の再検討会議、1976年の日本の批准等幾つかのステップを踏みながら、いわば「体制派の基本線」とも言う可き形で育て上げてきた方式のクレジビリティを一挙に低下させる効果を持つた。

核防条約だけでは不十分であることは1970年代の初期から広く認識されていた。

第3条の保障措置を技術的、制度的に拡充強化するだけでは不十分でプルトニウムの物的防護措置を早急に国際化しなければならぬという検討が行われていた。

1975年以来ロンドンで開かれていた7カ国からなる供給国会議では、再処理やウラン濃縮などSensitiveな技術の輸出に当っては、核物質そのもののみでなく技術にも保障措置を適用すべきであるし、特に技術の第3国移転を制約する手続きが必要であることが合意されていた。これは第3条の要件の範囲を越えている。

一つの重要なジレンマは、核防条約非加盟国に対して原子力技術や核物質の輸出に当って差別待遇することが、実際問題として困難であり、一方制約条件の強化は条約の加盟、非加盟を問わず一律に行われることになったのでは、条約に参加して体制の一員となったメリットは全く無くなってしまうという点である。これに加えて韓国やイランのように核防条約を批准している国々に対して核保有に動くのではないかとの疑念が表明されたのでは、かつての核防体制のチャンピオンであるアメリカの行動としては、全く矛盾していることになる。げんにアメリカが圧力を加えて韓国が再処理施設を輸入しようとして結んだフランスとの契約を中止させ、中東で同じような問題が起きないようにということで、多国籍の国際再処理センターにすべての使用済燃料を集める案を推進していたことは良く知られている。

別の観点からすると、一連の議論は保障措置制度の信頼性をどう考えるかということに帰結する。保障措置の技術は核物質の計量管理を中心として、もし平和利用の原子力産業から軍事転用が行われた時に、早期発見を可能とすることに中心を置いている。技術的には核燃料サイクルの中での核物質の流れを詳細に分析することから出発して居り、まだこれからの研究開発に待たねばならない事柄がいろいろある。また転用のシナリオとしてあまり極端なものを考えると、対応が段々難しくなることは第2章第2節でも触れた通りである。しかし全般の傾向として、国際原子力機関による保障措置はほぼ満足すべき有効さを持って与えられた目的を達成することが出来るようになると考えられていた。これに対してアメリカが持ち出した問題は全く次元の違うものである。仮りに早期発見が有効に行われても、プルトニウムが持ち出されてから原爆が出来上るまでに1～2週間しかかゝらない場合が考えられる。そうすると査察の結果が国際機関に報告されて何等かの対抗措置を講じるだけの時間が無いことになる。従って保障措置が完全に適用されても核

拡散は防げないと言うのがその論点である。

これは保障措置の役割りを全く誤解したものとしか言いようがない。核兵器活動をすれば必ず早期に発見されて適切な政治的対策がとられる体制を整えておけば、それが心理的抑制となって核兵器活動そのものが行えなくなるというのが基本論理であつて、核兵器の製造を物理的に不可能にすることがその役割りではない。これは核抑止論の論理構成と似たところがある。アメリカの今回の論理の裏には、第3世界の国が核爆発装置を一つ作ったら、例えその事実がすぐにわかってもその国に対する有効な制裁手段をとることは政治的、経済的、あるいは軍事的に工業先進国にとっては不可能だという認識があることになってしまう。保障措置はその最も重要な前提を否定されたことになり、拡散防止の手段としての有効性を失う。残る疑問は、一発の核爆発装置について強大なアメリカがそれほど無力であると信ず可き理由があるとしたならば、何で核爆発装置以前ならば第3世界に対して自己の政策の受諾を押しつけることが可能だと考えたのであろうかと言うことである。

このように、アメリカの今回の行動は核防の体制のクレジビリティを根本的な部分で否定して置きながら、十分に考え通し且つ他の工業先進国と良く相談した形の代案を全く用意していなかったことになる。プルトニウム不要な代替燃料サイクルの考えが不十分であつた、同盟国である日独にとって困ることが多い政策内容である、他国のエネルギー問題に対する配慮が足りなかつた、原子力発電そのもののクレジビリティに打撃を与えた、米国自身のプルトニウム政策について国内の根回しが不足していた等一連の非難はあるが、カーター外交のスタイルとして最も心配になる点は、核防体制という今日の基本的テーマに対する本質的疑念をいとも無雑作に米国の政策として採用してしまい、その行動の意味するところについて慎重に考慮した形跡が見えない点である。

4-3 他の国々の反応

再処理、高速増殖炉という重大なエネルギー・オブションの放棄あるいは遅延に関しては日本のみでなく、フランス、西独、イギリス、ソ連などはこぞって反対の立場をとっている。これに対して、核防条約の再評価に関する各国の反応はどうであらうか。

ソ連の場合、自分のまわりの衛星諸国にプルトニウムを保有させず技術開発の自由も与えないということは、二十年来の伝統的政策であり、この点について米国が似たような主張をすることに本質的な異議があるとは思えない。また現在問題になっている第3世界の国々の大部分が地理的にユーラシア大陸の周辺部分に位置しており、もし有効な核武装をするようだとアメリカ大陸に対するよりもソ連にとってはるかに身近な脅威となり得ることを考えると、拡散防止のための手段を強化することには大賛成な筈である。現に1977年4月末にロンドンで行われた供給国会議でも、同年5月のザルツブルグ会議でも、ソ連は保障措置の強化、輸出制限の実施などについて従来に見なかつたほど強い調子の発言を行っている。もし更にアメリカが提案したプルトニウム関連の具体策が西側先進国の間に意見の衝突と足並みの乱れを招き、更に西側の原子力産業の立場を混乱させる結果となるのであれば、ソ連としてはこれを歓迎こそすれ異議を唱える可き根拠は全く無いであろう。第3世界との関連一般についても、1975年のNPT再検討会議の際、米ソがほぼ完全に同歩調をとって南側諸国の要求に対抗していた様子を想い起こすと、この問題に関してはアメリカと実質的に利害の一致をみていると考える可きふしがある。

しかしながら、これらの具体的な点を離れて核防体制のクレジビリティへの打撃に関しては、核防条約そのものが米ソ両国の基本的合意にのっとって進められたものであるだけに、ソ連の評価がどうなっているかは一概に決められないものがある。今までのところソ連の発言の中にはこの点に関する反応が如何なるものかを示唆するものは何も見られて居らず、また今日の段階でソ連が日独の核武装の可能性と韓国やイランの核武装を、どのように対比して考えているのかをうかがい知ることは出来ない。この点は今後問題がどのように発展して行くことになるかを注意深く見守る以外に方法は無さそうである。

なお、その他の国については、フランスはもとより西独も日本もイギリスも、核防条約の推進に米ソほど熱心であつたわけでも無いので、アメリカのやり方は当惑の念と不信感を増加させるだけで、直ぐに核防体制擁護の議論が展開されると思えない。ただし夫々の国の内政上の問題としては、アメリカの強い要請の下に条約の受諾を推進した人々の中には、アメリカ側が一方的に急進して核防そのものを通り越してしまったことに甚だしく迷惑を感じている向きが多い模様である。

4-4 条項ごとの問題

「この条約のいかなる規定も……… 平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を發展させることについての締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解してはならない」というのが核防条約第4条の規定であり、再処理ならびにプルトニウムの利用を特定の国以外では禁止しようという思想は明らかにこの条項と抵触することになる。アメリカ政府の一部には、この条項は第1条および第2条の「核兵器その他の核爆発装置の製造取得に援助せず」との条項の制約下にあり、従って再処理とプルトニウムは「奪い得ない権利」から除外されると主張する向きもある。そのような解釈は核防条約が書かれた当時の理解とは明らかに相違して居り、自分の都合に従って歴史を書き換えようとする法匪的な議論にしかならない。むしろこの点については第4条そのものの不備を認め「奪い得ない権利」の一部であっても、燃料サイクル産業の現実と核不拡散の基本要請からして、少なくとも現時点では「実上の必要」でない部分は、国際的合意の過程を通じて制約する場合があるとの議論のほうはずっとすっきりするものと考えられる。

保障措置に関する第3条が、いかなる状況にあるかについては第2節でも説明した。保障措置そのものは有効な政治的措置と連動して、初めて本当に意味あるものとなり得るのであり、その意味では一発だけの核爆発装置の場合よりも一連の核兵器活動に対し時にその本領の発揮が期待出来る性質のものである。このことの意味は極めて重要であって、今アメリカが考えているような第3世界のメンバーが、ある日抽象的な核爆発装置を一つ完成するというシナリオが、あまり意味をなさないだろうという評価と共通点を持っている。核保有の形態については第3章でやや詳しく述べたが、核に対するインセンティブを低下させる政治的手段の役割が如何に重要であり、その範囲内で保障措置が明らかに有用な役目を演ずることを理解する為に、良く話題に上る韓国核武装について次のような例を考えてみよう。

現在韓国では大型の原子力発電所一台が運転に入り、あと2台が建設中である。今から再処理工場の建設に手をつけることが可能だったとしても、プルトニウムが手に入るのは15年ぐらい先のことになるだろう。高速増殖炉の導入が可能になるほど技術水準が上がるのは今世紀の末ということになる。それよりも現実には韓国が原爆を手に入れる可能性はひそかに遠心分離によるウラン濃縮技術の開発をすることで

あり、うまく行けば数年のうちに第一回の核実験という段階に到り得る。韓国の中で核実験場を見付けることは著しく困難であろうが、何とかそれも解決出来たとする。第一回実験の時点では事の性質からみて極く少数の核爆発装置、それも軍事目標に運搬出来るほど小型化はしていないものを保有しているに過ぎないので、仮りに実験の翌日北鮮軍が大挙南下したとすると核をもつてこれに対抗することは出来ない。いっぽう核実験を強行したということで、周辺諸国の反応は違って来る。アメリカは韓国を援助することを躊躇するし、ソ連と中国は北鮮を引き止めることは出来ない。果して事実その通りになるかどうかは知らないが、韓国としては考えて置く可きシナリオの一つである。仮りに第一回実験の時期が無事に過ぎたとすると、その日以後韓国の原子力発電所が必要とするウラン燃料、原子力発電計画を更に進める為に必要な重機械その他をどこから輸入するかという問題が残る。ウラン産出国も西側の工業先進国も輸出を禁止することになりそうである。供給先をソ連に求めるには韓国とソ連、北鮮とソ連の関係が今とは全く違ったものになっている必要がある。このことは在来兵器その他の技術貿易についても同様である。もう一つ韓国として考えて置かねばならないことは、たった一つの韓国の核実験が、世界各国の目からみて日本に大規模核武装の口実を与えはせぬかということであろう。このように考えて来ると、抽象的な国の抽象的な核武装というのは単なる神話であって、具体的な国をめぐる具体的な情勢判断が核武装へのインセンティブを作り出したり、消したりするのが現実であることがわかる。

核防条約第5条にいう核爆発平和利用(PNE)はかつてアメリカが熱心に推進しソ連が今日まだ未練を残しているアイディアであるが、当座実用的技術になり得るとは考えられていない。一部の古い二国間条約、ラテンアメリカ非核条約がPNEを認めている為に、核防条約に参加していない国に「抜け穴」を残していることが気になるところである。第6条に言う核保有国による軍縮の促進は、今までのところ全くと言って良いほど実現を見ていない。SALT交渉の状況は第5章に述べられているが、核弾頭つき巡航ミサイルの出現など核軍備の質的競争のエスカレーションが続いて居り、これがまた核防体制に対する信頼感を低下させる一因となっている。核不拡散や保障措置については、あれほど理想主義の追求に熱心なアメリカが、こと米ソ間のSALT交渉となると相互の核戦力の均衡、国内の意見の相違、

ソ連の反応の仕方などについてとたんに現実主義者に早替わりするところが奇妙である。

4-5 五というのは特別の数なのか

核防条約は1967年1月1日以前に核兵器を持っていた5カ国を特別扱いとし、これ以外の国は核兵器を持たない義務を受諾するという形式の現状維持条約であり不平等条約である。世界の大部分の国がこの条約に参加しているのは、別段「5」という数に特別な意味を見出したからではなく、戦後の国際政治体制の変革の一つの重要なステップとして世界に安定した秩序を少なくとも25年間（条約の一応の有効期間）は提供し得るだろうと認識したからに過ぎない。それだけに、核防の体制にはかなりのフレキシビリティが期待され、夫々ポジティブ或いはネガティブな形で利益を齎らすことになる筈だと考えている。

カーター核政策が持ち出した問題の本質は極めて深刻で且つ重要である。原子力発電をこのまま野放しに進めて行つて核拡散問題はどうかという反省は、ちょうど2～3年前から安全性に関連して世界的に見直しが要求されたのと同じような性質をもっている。南北問題とのからみ、エネルギーの将来との関係など提起された問題がカテゴリーとしては甚だ重要なものであることは言うまでもない。ただ提案をするに先立って十分に問題を煮詰め、根回しをするのを怠ったという、いわば手続き上の不備がある。それよりもっと重大なのは「拡散防止はエネルギーの考慮に優先する」と彼等が金科玉条としている内味が実は「5というのは特別な数だ」という主張に過ぎないことに気付いていない点である。だから無制限に核の拡散を許して良いという意味ではない。ただ物事の相対的な価値を正しく認識していないと、核防体制そのものの信ぴょう性まで否定してしまつて、自ら提起した問題の具体的な解決をかえって不可能にするような事態が起こり得ることを指摘しておきたかっただけである。

第5章 SALTの経緯

現SALT協定は、77年10月3日に失効するがそれまでに米ソが、どのような合意に達するか注目されている。現協定は、1972年5月27日にABM制限条約とともに調印された。その骨子は、攻撃用ミサイル数を調印時または72年7月1日に建造中または配備中に限定する、包括的な制限に向けて交渉を進めるというもので、同年10月3日に発効、期間は5年間である。この協定によるSALTⅡ交渉は、72年11月にスタートし、73年6月の米ソ首脳会談で、74年中に新協定に調印すると宣言した。しかし、その後ウオーターゲート事件の影響や、MIRVの問題などがあつて交渉は停滞した。このため、フォード前大統領とブレジネフ書記長は74年末のウラジオストック会議で交渉のワクぐみをまとめた。その為75年度のヘルシンキ首脳会議で、“協定の案文の90%がまとまった”(キッシンジャー前国務長官)が、その段階で、ソ連はアメリカの巡航ミサイル、アメリカはソ連のバックファイアーを規制対象とすることを求め交渉は再び行きづまり、カーター政権の発足まで、1年半、進展をみせていない。

カーター米大統領は、昨年11月、当選直後の記者会見で、第Ⅱ次SALT(戦略兵器制限交渉)を最優先事項として取り組むことを言明したが、大統領就任後、初の記者会見でも、「新政権は外交の窮極的目標として、地上からのすべての核廃絶を目指す」とし、「米ソが軍縮のイニシアチブをとるべきだ」と強調、①あらゆる核実験の2～4年の停止 ②ICBM発射実験の相互事前通告制度とりきめ ③ソ連攻撃ミサイルSS20の配備停止などと呼びかけた。

カーター大統領は、就任以来前章までに述べたように、プルトニウム利用を封じ込めようとする核政策を積極的に展開し、また地域的な緊張の緩和を図るため、通常兵器の国際的移転を規制する政策をとり、アメリカが著しい制限をする方針を決めるとともに、新政権発足直後にモンデール副大統領が欧州を歴訪したさいに、西欧諸国にも同調を求めた。SALT交渉の促進は、これらの政策とともに、カーター外交の支柱をなすものである。事実、大統領就任後わずか2カ月という早い時期に、パンス国務長官をモスクワに派遣し二つの提案を行なった。

第一の提案は“延期(deferral)案”と呼ばれるもので、懸案となつている

巡航ミサイルとバックファイアー問題をタナ上げし、その他の問題をウラジオストック合意の下で解決し、新条約に調印しようというものである。つまり、SALTの障害となっている巡航ミサイルやバックファイアーはウラジオストックの合意以後に問題化した兵器であり、これらの検討は第Ⅲ次SALTに持ち越そうというのである。

第二の提案は、第一案の代替案として提出されたもので、次のような包括的なパッケージ案である。

米提案の9項目

- ① ウラジオストック合意による兵力上限を2,400からICBM, SLBM, 大陸間爆撃機を含み1,800～2,000に削減。
- ② “重”(heavy)ICBMと呼ばれる大型弾道ミサイルの数を、ソ連はSS-9/SS-18合計150, 米国はタイタン2型54に削減。
- ③ MIRV装備発射台(MIRVed Launchers)を1,320から1,100～1,200に削減。
- ④ 現有ICBMの近代化と新型の配備を禁止。
- ⑤ 現有ICBM/SLBMの飛行試験を1年6回に制限。
- ⑥ MIRV装備ICBMの数を米国はミニットマン3型550基、ソ連はSS-17, SS-18, SS-19合計550基に制限。
- ⑦ 米国のMX ICBMとソ連のSS-16機動式ミサイルの廃止(Elimination)
- ⑧ 2,500 km (1,350 海里)以上の射程の巡航ミサイル全部と射程600 km (324 海里)と2,500 km間の射程をもつ巡航ミサイルで重爆撃機から発射されるものだけを廃止する。陸上と海上発射巡航ミサイルは記述されていない。
- ⑨ もしソ連がある未詳記制限(certain unspecified restrictions)に賛成すれば、バックファイアー超音速爆撃機を上限から除く。

ソ連は、この二提案をいずれも拒否した。グロムイコ外相は、3月31日の記者会見でタナ上げ案に関して、「バックファイアーは、巡航ミサイルと違って戦略兵器ではない。この提案は問題を解決に近づけない」と述べ、第二案については「ウ

ラジオストック合意は、ミサイル近代化の権利を双方に認めており、現協定の廃止は、アメリカを優位に立たせ、ソ連を不利な立場に追い込むものだ」と指摘した。ソ連が、カーター新政権の提案を真向から拒否したのは、その内容もさることながら、カーター大統領の人権外交への反発や、この交渉に際してアメリカが提案のほとんど全ぼうを公開するという態度をとったこと、さらには、ウラジオストック合意という既成の条件を取りくずしにかかったこと、などに対する不信感もあろう。事実、グロムイコ外相は「新しい指導部が政権の座につき、前指導部時代に達成されたものを反故にするようなことがあれば、安定について語ることはできない」とクギをさしている。

さて、ここで、米提案の問題点を検討しておこう。

ウラジオストックの合意内容と、米ソの戦略兵器の現状は、次のとおりである。

運 搬 体 系			米 国	ソ 連
総 発 射 台 数				
	兵 力 上 限		2,400	2,400
	副 次 制 限	重 I C B M	54	522
		I C B M 合 計	1054	1608
	現 状	重 I C B M	54	559
		I C B M 合 計	1054	1549
		S L B M	656	785
		爆 撃 機	330	135
		合 計	2040	2469
	上 限 と の 差		-360	+69
M I R V	発 射 台 数			
	兵 力 上 限		1,320	1,320
	現 状	重 I C B M	0	100
		I C B M 合 計	550	120
		S L B M	448	0
		合 計	998	120
	上 限 と の 関 係		-322	-1200

米提案の問題点の第1は、アメリカのICBMやMIRVには手をつけずに、ソ連のICBM、MIRV潜在能力の削減を図るという点である。

第2項で、重ICBMを、ソ連はSS9、SS18合計150基、アメリカはタイタン54基にするというが、SS9はすでに264基、SS18は36基の合計300基が配備されており、実質的に半減せよということになる。アメリカのタイタン54は変更はないし、タイタンは旧型で比較にはならない。この点がもつともソ連を刺激した点といわれる。

第6項のMIRV化ICBM類を550基に押えるという提案も、アメリカは現状のミニットマンⅢ型550基をそのまま維持し、ソ連がこれから保存する権利をもつ1320基のワクを、削減するものである。

第4、5項のICBMの近代化、飛行試験の制限は、ソ連のミサイル近代化計画とくにMIRVの改良を妨げることになる。第7項の、アメリカのMXの廃止は、アメリカの譲歩といえようが、それに対応しているSS16の廃止は、MXが開発初期の段階なのにSS16がすでに配備されているだけにソ連に不利である。

ソ連の戦略核弾頭の4分の3は、ICBMによって運搬される。ソ連がSS19の増加、SS18のMIRV化(1ミサイル8-10弾頭)を進めれば、ソ連の核攻撃力は90%以上増加するといわれるだけに、ICBMの制限は、ソ連に大きな打撃を与えることになるし、アメリカの提案の目的も、ソ連がICBMの大型化と精度の向上で、ミニットマンを破壊する能力を持つことを防ごうという点にあるといえよう。

第8項の巡航ミサイルの距離の制限は、巡航ミサイルを戦術兵器にとどめようとするものであるが、これに関しては巡航ミサイルをエサにして、ソ連のMIRV増強を押え込もうとするものとの見方もある。なお、この提案では、ヨーロッパの諸目標に到達しうるNATOの陸上巡航ミサイルの配備は可能となり、NATO諸国に配備され、ソ連攻撃能力を持つFBS(前進基地)の議論を再開させることになりかねない。

なお、米提案に対して、ソ連が提案したのはウラジオストック合意の2400という総ワクは維持し、これに巡航ミサイルを含めようというものであった。

5月18日から20日まで、ジュネーブで開かれたバンス米国务長官とグロムイコ

ソ連外相の会談は、SALTと中東問題が中心議題となったが、SALTに関して、共同声明は「今後の交渉のための共通のワクぐみを発展させるうえで、進歩があったことで一致した」と述べている。

共通のワクぐみとは、バンス長官が記者会見で語ったところによると、

- (1) 1985年までに有効な条約
- (2) 上記条約が調印された後、3年間の有効期間を持つ付属議定表
- (3) 第Ⅲ次SALT条約への道に通じる一般原則に関する声明

以上であり、同長官によれば、これは3月のモスクワ会議でのアメリカの二提案とソ連案をブレンドしたものという。

第一点の85年までの条約の作成は、第Ⅰ次協定にかわる恒久協定をつくるという73年の「交渉の基本原則」には、はずれるが、戦略兵器の進歩のスピードを考えればむしろ、第Ⅱ次、第Ⅲ次と改める方が妥当という考え方のようである。また、新条約には、ウラジオストック合意の総保有量2400基を10-15%削減することが盛り込まれるとの観測もある。

第二点の付属議定表では、懸案のバックファイアーと巡航ミサイルを取り扱うといわれる。巡航ミサイルの射程距離を制限する一方バックファイアーの機数、配備地域などに制限を加え、これらを戦術兵器に位置づけようという考え方といわれる。また、この会議で、アメリカはソ連がバックファイアーを制限し、戦略運搬手段を削減すれば、巡航ミサイルの開発をSALTⅡとSALTⅢの期間、停止することを提案したといわれる。これに関連して、ソ連もアメリカの在欧前進基地システム(FBS)問題を持ち出したが、アメリカは二国間でなく、多国間で討議すべき問題として避けたと伝えられる。

第三点の一般原則では、運搬手段の総ワクの引き下げの方向がうたわれる可能性もあると考えられている。

しかし、これらの内容について、両国の立場はかなり食い違っているようで、バンス長官自身も「重大な見解の相違が残っており、解決は困難であろうと述べているし、グロムイコ外相も会議後の記者会見で「協定を仕上げるための合意までに米ソの意見の相違の巾は広い。その理由はアメリカが自国側に一方的な利益を与えソ連の安全保障に不利な影響を与え、アメリカに特権と優位を与えようとする意図

を、いまだに放棄していないことである」と述べている。

SALTの進展を妨げている要因を軍事的な側面からみると、次の三つがあるといえる。

- (1) ミサイル投射重量：1972年にSALT Iに調印したところ、アメリカはすでにMIRVを保有していたので、ソ連は発射台数の優位を認めても、弾頭数では圧倒的に優位にあるので戦略的優位は保てると考えていた。ところが、その後、ソ連は早い速度でSS16, 17, 18, 19といった新型、大型ミサイルを開発し、MIRV化も急速に進んだ。SS17, 18は、SS11の投射重量の3～5倍、SS18はSS9の30%増という。

ウラジオストック合意では、投射重量は制限されていないが、この合意のままだと、ソ連のICBMの投射重量は1200万ポンドとなり、アメリカのICBMの約5倍になるという。この投射重量がMIRVと組み合わせられるとソ連は、アメリカのICBMの大部分を破壊し、なおかつ、攻撃後の抑止力として十分なミサイル能力を持つとされる。アメリカのMIRV戦力の大半はSLBMであるがその命中精度がICBMより劣ることも、アメリカの対ソ戦力バランスに不利に働くことになろう。

- (2) 灰色(Grey Area)兵器システム：78年度の米国防報告は、SS20、バックファイアー、ある種の巡航ミサイルを重要な灰色領域システムと指摘し、現代の兵器管理カテゴリーの中で区分されていないか、無視することはできないと指摘している。これらは既存の戦略バランスをくつがえす力をもつか、また、戦術、戦略両用に使用できるので、灰色領域と呼ばれる。軍備管理の原則の一つは、戦略兵器と戦術兵器を区分することであるが、その区分があいまいな兵器体系の出現は、軍縮交渉を困難にするものである。

巡航ミサイルは、低空侵入能力をもち、命中精度は極限まで向上しているうえ構造が比較的簡単で、発見しにくく、配備の変更の査察、戦術、戦略用の区分けも困難といわれる。バックファイアーは西半球の非同盟国に着陸すれば、片道攻撃で全米をカバーしうるし、空中給油によって大陸間攻撃能力を持ちうる。またSS20は、地域的なMIRV付弾頭ミサイルで、西ヨーロッパ攻撃用に配置されている。射程4000マイルで、SALT Iは、この種のミサイルの配備を制限

していないが、実はSS 20は、SS 16の第1段、第2段ロケットを使用しており、簡単な改造で、SS 16に変更しうるものである。

- (3) ソ連の民間防衛：今年1月3日のニューヨーク・タイムスは、ソ連が全面核戦争に耐えるとみられる大規模な防空待避壕の建設を行なっていると伝え、米国内にショックを与えた。ソ連の核能力生き残り計画は、それだけではなくより包括的なもので、①人口生き残りのための防空壕建設、疎開で分散計画、食糧・燃料その他必需品の備蓄 ②長期的な工場分散計画、重要工場の防備強化 ③政治指導部、軍事指揮・管理・通信センター防備施設の強化、などを含むといわれる。ところで、核抑止戦略の成立の大切な条件は、第二撃に対するせい弱さである。第二撃をうければ、壊滅的な損害を受けるという弱味が、双方になれば抑止は成り立たない。ソ連が生き残り対策を始めたとすれば、アメリカの第二撃能力は信頼できなくなるわけである。

SALTが進展するかどうかは、カーター政権が戦略的な対等性をどう考えるかによるという見方がある。戦略的な対等性をもしュレシンジャー元国防長官が述べた実質的均等＝アメリカの戦略兵力の全体的な戦力が、ソ連の全体的な戦力に匹敵すべきである、というように定義すると、投射重量とか、灰色領域、ソ連の民間防衛といったことが、すべて戦略バランスに影響することになる。これらはもちろん、ウラジオストク合意のワク外の問題だが、SALTの交渉を、より複雑なものにしよう。

第6章 各国の核戦力

6-1 米ソの核戦力

6-1-1 ソ連は戦争遂行能力を目ざす?

この一年間、米ソの核兵器の質的改良は一層進められた。これに関連して (1)アメリカでは、さまざまな観点からソ連優位論が展開され、また、(2)ソ連が相互ぜい弱性による抑止よりも戦争遂行能力を目ざしており、核戦略は新しい局面を迎えようとしていること。(3)巡航ミサイルやソ連のSS20のような新しい兵器体系が、戦略、戦域核兵器の区別をあいまいにしたこと、さらに(4)核兵器体系が巨大化したため、通常軍事力の重要性が再認識されたこと。などが指摘された。

別表①は、米国防報告による米ソの国防計画の推移であるが、この10年ほどのソ連の伸びは著しい。アメリカが1976年には、64年にくらべて13%減であるのに、ソ連は、実質的に40%も増加している。76年のソ連軍事費は、アメリカを90%、つまり2倍近くも上回っているという。

(註;ソ連の国防支出をドルで見積もるには、①研究開発費のように科学予算に含まれ、国防費に入っていないものの補正 ②ソ連経済での価格決定が市場メカニズムによらないこと、など困難な要素があり、多くの議論がある)

1965年以来、ICBMの分野で、アメリカが開発したのは、ミニットマンⅢ型だけだが、ソ連は66年にSS11、67年にSS9、69年にSS13、74年にSS19、18、17そして現在SS16と、7種を開発した。SS17、18、19の3つは、ミニットマンよりMIRV弾頭数も多く、投射重量も大きい。今年度の米国防報告は、ソ連の技術進歩によって「アメリカは、その歴史上かつてなかった程度にまで、破壊的攻撃に対する直接的ぜい弱度が高まっている。」と指摘している。海上兵力の分野では、船艇の新造トン数は、アメリカがソ連を約30%上回っているが、陸上兵力では、戦車、火砲、装甲兵器輸送車、戦術航空機、ヘリコプターなどは、ソ連の生産量はアメリカのそれを上回っている。

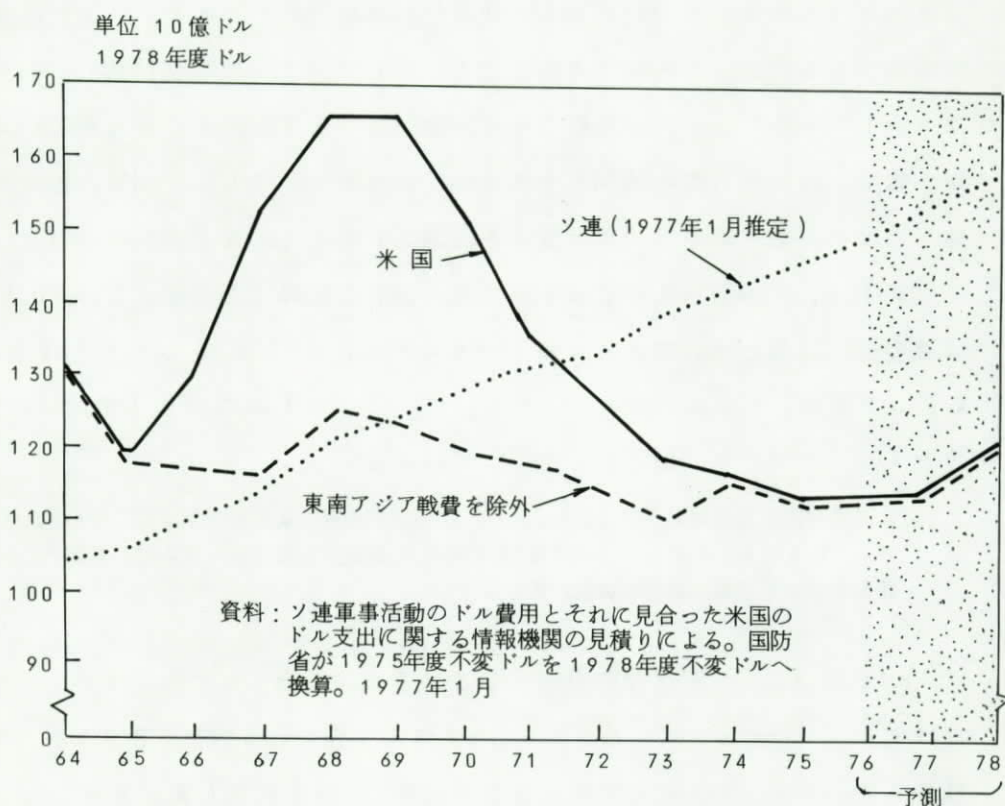
この傾向は、今後も加速すると予測され、前述の米国防報告は、「ソ連は軍事力開発について自制を示していない。ソ連の能力が、西側が唱えている型の相互ぜい弱性による抑止を求めるよりは、戦争遂行と被害限定に向う傾向を示していること

を認識しなければならない」と警告している。

① 米ソ両国の国防計画の推移

(米国の支出とソ連計画の推定ドル費用)

(1978年度 不変ドル)



まず、米ソの戦略核兵器の現状から検討してみよう。

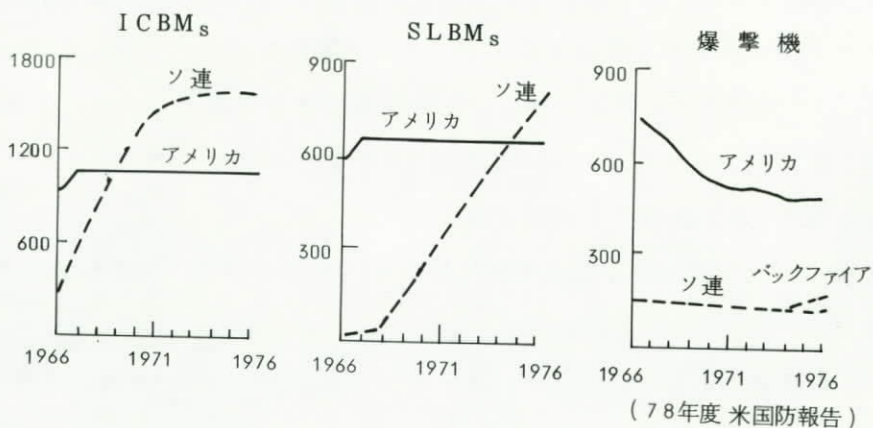
別表②は、米ソの核戦力の比較である。また、別表③は、過去10年間の両国の保有量の変化である。この10年ほどアメリカのミサイル発射台数は増えていない。現有ミサイルの内訳と弾頭数は次のとおりである。

② 米ソ戦略戦力の比較

	1976FY末		1977FY末	
	米	ソ	米	ソ
攻 撃 用				
ICBM発射台	1,054	1,590	1,054	1,450
SLBM発射筒	656	800	656	880
長距離爆撃機				
作 戦 用	419	190	418	210
そ の 他 ^(注)	184	170	184	150
弾頭および積載兵器数	8,400	3,300	8,500	4,000
防 御 用				
偵察レーダー	59	6,000	59	6,500
迎 撃 機	416	2,590	341	2,540
SAM発射台	—	10,000	—	10,000
ABM発射台	—	64	—	64

(注) 米国欄には、研究開発用と予備、モスボール、貯蔵中の爆撃機を含む。
ソ連欄には、所在地にかかわらず一切の各種ペアー、バイソンおよびバックファイヤー（給油機、対潜機、練習機、偵察機など）を含む。
（米国防報告）

③ 米ソ戦略兵器保有量変化の状況



	発 射 台 数	MRV 数	MIRV 数	MIRV 合 計	弾 頭 合 計	弾 頭 爆 発 力	CEP (カイリ)
I C B M							
タイタン II	54	0	0	0	54	5-10MT	0.5
ミニットマンII	450	0	0	0	450	1MT	0.3
ミニットマンIII	550	0	3	1,650	1,650	170KT	0.2
S L B M							
ポラリス A3	208	3	0	0	208	200KT	0.5
ポセイドン	448	0	10	4,480	4,480	40KT	0.3

(CEPは公算誤差半径 発射したミサイルの半数が到達する範囲)

(米議会図書館)

ミニットマンIII型ミサイルは、目標選択能力を大巾に増やすよう改良されたが、さらにサイロも強化し、高超過圧力、地上攻撃、電磁気パルス、放射線に耐えるように改造の計画が進められている。また、地下の発射管制施設を航空機に移す「機上発射管制システム」の研究開発も進められている。だが、ソ連のミサイル近代化に対抗する中心的計画はMX計画である。この計画は、投射重量の大きく命中精度の高いMIRV装備の機動式ICBMを1980年代中ごろに展開しようというものである。

SLBMでは、ポラリスのポセイドンへの改造は、31隻の計画のうち28隻が終わっているか、78年中に完成の予定である。射程4600カイリ、MIRV8個のトライデントIミサイルを積載するトライデント原潜は、1979年に初期作戦能力を持つが、10隻建造する計画である。この原潜は消音対策をとって、ソ連の対潜能力の向上に対抗するとしている。また、84年までにトライデントIミサイルをポセイドン艦10隻に装備する計画である。

これに次ぐトライデントIIミサイルは射程6000カイリで、精度改善をも目ざしている。

B52を代替するB1について、カーター大統領は、6月30日の記者会見で、

生産中止と研究開発の続行決定を発表した。1機1億ドルという過大な生産コストによるもので、巡航ミサイルを改良したB52に積載することで、1980年代には十分、三本柱（ICBM・SLBM・爆撃機）の役割りを果たせるとしている。

6-1-2 ソ連の損害限定能力への努力

一方、ソ連の戦略核戦力の増強は著しい。ICBMは、1965年の224基から1500基以上に、SLBMは29基から800基になった。SLBMの増加に伴ない旧式のSS7、8は退役していつている。爆撃機の近代化も進み、弾頭数は450から3300に急増した。

ICBMの質的な改善も著しい。新型のSS17、18、19の展開は速いペースで進んでいる。これらには高威力の単弾頭が開発されているが、MIRV型もあり、弾頭数はSS17は4個（CEP0.3カイリ）、SS18は8～10個（CEP0.25カイリ）、SS19は6個（同じ）である。17は40基、18は50基、19は140基が配備されていると予測されている。

現在開発中のSS-X-16は、単弾頭の3段式の陸上機動式ミサイルである。また、SS-X-20は、その2段を使ったIRBMで、射程2000マイル、3弾頭である。これが展開されると、ソ連のMR/IRBMの弾頭数は3倍になるわけである。このミサイルで問題とされるのは、単弾頭にするか、3段目のロケットを追加するとICBMに変更できることである。

SLBMの近代化も進んでいる。SS-N-6は2～3個のMIRVを持つし、デルタI潜水艦が12基積載するSS-N-8は、射程4200カイリ、アメリカのトライデントIに匹敵する射程をもち、バレンツ海や北太平洋の遠く離れた海域から米国の主要目標を攻撃できる。さらにソ連は、大型PBV（ポスト・ブースト・ビークル付固体燃料のSS-NX-17、MIRV2個をもつSS-NX-18の2種類のSLBMを開発している。爆撃機としては、SALTの懸案となつていいるバックファイアーは、すでに60機が就航しているが、なお、月産2機のペースで生産が進められている。

さらに注目されるのは、ソ連が大巾に損害限定能力を開発していることである。一般に損害限定能力としては、シェルターや住民、工場の疎開、食糧の備蓄など、

“守勢防御”と、A S W, A B Mなど攻撃防御とがあるが、前者についてソ連は、別項 S A L Tの推移で示したような民防計画を進めているし、後者については、低空侵入の爆撃機を上から見下ろす空中兵式管制型の航空機（A W A C S）システムを1980年代には開発するとみられる。このシステムは、巡航ミサイルにも対応するかも知れない。

このようなソ連の戦略核戦力の近代化に対応して、アメリカはその戦略目標の変更を進めている。すなわち、アメリカの核戦力の目標は、ソ連の打撃をうけても生き残って相手に報復する第二撃能力であり、その目標は主要都市であつた。抑止を確実にする報復レベルとして、人口の約30%、200の都市を破壊すればよいと考えていた。だが、ソ連の核戦力の構成と能力は、その信頼性を低下させた。アメリカは、現在、核戦力の目標をソ連の相当数の軍部隊と重要産業に置こうとしている。

それは、ソ連が多様な核攻撃能力を持ったため、全面的な核攻撃でなく、たとえば、アメリカや同盟国の戦域配備部隊の攻撃、ソ連の決意を示しアメリカの譲歩を求めるための限定軍事施設、ミサイル原潜などへの攻撃、米本土の都市を避けてI C B M基地だけを攻撃する。など、軍事施設への限定核攻撃をしかけ、しかも、その後には十分な第二撃能力を保持して、アメリカの全面对都市報復を防ぐ、という選択が可能になった、と考えられるからである。アメリカが、対都市報復力だけしか持たないと、ソ連の第二撃を恐れてそれを行使できず、ソ連に屈するということになる。従つて、ソ連と同じく、軍事目標などへの攻撃能力、—そのためには命中精度の高い低威力の兵器が要求されるが—を持つ必要があるというのである。その能力はまた、いわば第一次の核交戦のあと、生き残る軍事能力や政治的、経済的に立ち直る能力で、ソ連に劣つてはならないため、それなりの打撃をソ連に与えるものでなければならぬかなりの数の目標を設定しなければならないであろう。

しかし、このような対軍事施設、戦力は、もしそれが堅固な目標を破壊する能力を持てば、直ちに第一撃戦力になりうるものである。今年度の米国防報告は、ソ連の戦略、核戦力の投射重量の増加、命中精度の向上を指摘し、ソ連が堅固な目標破壊能力を持つことを控えるかどうかは疑問であると述べている。

6-1-3 核戦力の実質的な比較

冒頭に、米ソの核戦力を比較したが、実は核戦力はミサイル、爆撃機の保有数や弾頭数だけでは正確に比較できない。爆発威力を基準にしたメガトン指数、ミサイルの投射重量、命中精度更には指揮、管理系統の信頼性なども考慮しなければならない。

メガトン指数は、普通EMT (Equivalent megatonnage) で現わすが、これは核兵器の爆発威力の $2/3$ 乗 ($Y^{2/3}$) で示す。1MT以上の威力のものは、 $Y^{1/2}$ という係数が使われる。破壊力は爆発力に比例しないので、この指数で損害を与える能力を示そうというのである。英国国際戦略研究所によると、1976年中期の米ソのEMT比較は、次のとおりである。(但し、この指数には爆撃機で運ばれる核弾頭は含まれていない)。

	アメリカ	ソ 連
I C B M	1 1 5 0	2 9 5 0
S L B M	7 8 0	7 8 5
合 計	1 9 3 0	3 7 3 5

なお、EMTは都市のような弱い目標に対する損害の測定であって、ミサイルのサイロのような硬化目標には適当な指数ではない。

次に、この数年、問題とされている投射重量 (Throw weight) は、ミサイルあるいは爆撃機の運搬しうる核兵器の重量である。同上の資料によると、米ソの比較は次のとおりである。(単位を100万ポンド)

	アメリカ	ソ 連
I C B M	2.4	7.0
S L B M	0.9	1.2
合 計	3.3	8.2
爆 撃 機	2 2.8	4.7

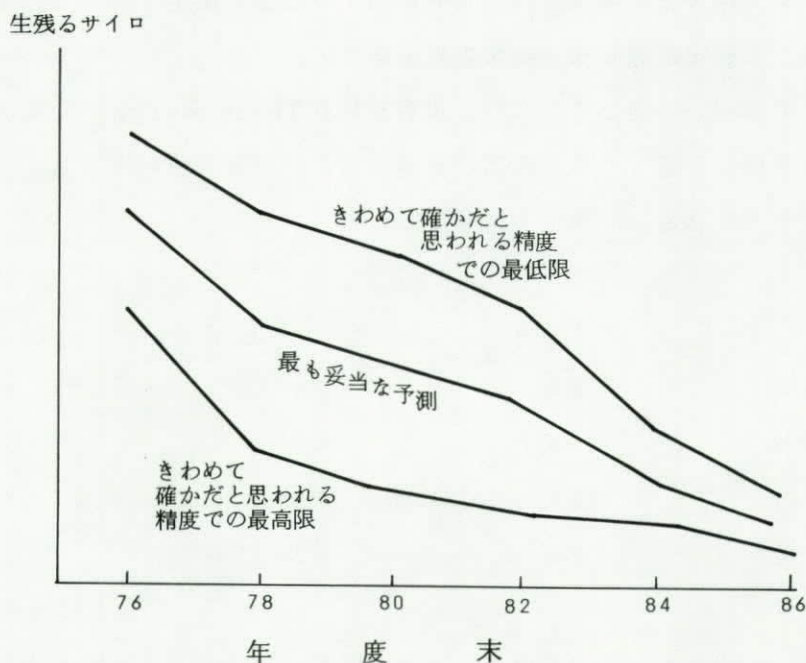
このようにいずれも、ソ連がアメリカを上回っている。それにも拘らず、アメリカが優位に立つと考えられているのは、ミサイルの性能がよいからである。

だが、この点に関しても米CIAのチームが分析したところ、ソ連は1980年代には目標の90メートル以内にICBMを命中させることができようとの結論が出たという。現在のソ連ミサイルの誤差は400メートル、アメリカのそれは150メートルあるいはそれ以下とされている。

ソ連のミサイルの性能向上のテンポが、どのように進むかはわからないが、1980年代半ばには、アメリカのミニットマン・タイタン、非兵式中の戦略爆撃機や入港中の潜水艦などを確実に破壊する能力を持つ公算が大きいといわれる。アメリカの核能力で、もっとも柔軟な対応力を持つのはミニットマン・ミサイルだが、これがソ連の限定攻撃で吹き飛ばされると、その種の核戦力バランスは、アメリカに著しく不利なものになることは当然である。アメリカが前述のように、機動式のMXミサイルを計画しているのは、このためである。別表④は、ソ連のミサイルの精度向上が、アメリカのICBMサイロへどのような影響を及ぼすかを示す。

④ 米国のサイロ生残り能力

ソ連の精度から受ける影響



(米国防報告)

このような、ソ連核戦力の増強から、今年アメリカでは“ソ連優位論”が人目を引いた。その論旨はソ連の核攻撃力、技術水準はアメリカに優り、損害限定への努力も大きく、かつて、米情報機関は米ソ核戦争の場合の死者の比率を10対1と予測したが、いまでは恐らく35対1ないし40対1になつていよう。ソ連は、核優位を目ざしているだけでなく、戦争の準備をしているのである、というものだ。米議会で、ブロクシマイヤー議員の要求に答え、ブラウン統参議長は「ソ連が戦略優位を獲得しようとする計画を進めている証拠はあるし、技術ギャップは縮んでいくが、アメリカの国防計画、開発計画は1980年代半ばまでは十分である」と答えている。また、カーター大統領も2月8日の記者会見で、この問題にふれ、「ソ連は、アメリカより重い投射重量、より大型ミサイル、大型弾頭を持つが、アメリカは命中精度の高いミサイルと爆撃機、SLBMの三体系を持つので、優位にあると考える、米ソは大体において同等だと思う」と述べている。

しかし、このアメリカの優位あるいは同等性が保たれるという保証のないことも確かである。第二次大戦後の米ソの核戦略は、核兵器技術によってリードされてきたといえる。戦後のアメリカの核独占期には、アメリカの核開発は比較的スローテンポだったが、49年8月にソ連が原爆実験に成功すると、アメリカも核開発に本格的に取り組んだ。当時、運搬手段は爆撃機であり、アメリカは空軍の圧倒的な優位のもとに“望む時期に、望むところに大量攻撃を加える”大量報復戦略を打ち出した。50年代末にミサイルが出現すると、米ソは恐怖の均衡の時代にはいるが、やがて60年代に入りミニットマンの強硬なサイロ、原子力潜水艦ミサイルなど“非ぜい弱化”技術は相手から先制攻撃を受けても、生き残って報復する“確実破壊能力”を齎し、米ソは相互抑止の時代を迎える。核戦略の第2段階である。60年代にミサイル戦力は、質定にも量的にも向上したが、この結果、相互抑止を安定させるために、60年代末、1969年から米ソ戦略兵器制限交渉(SALT)が始められた。73年には米ソ核戦争回避協定も結ばれた。核戦略第3段階といえよう。しかし、その後の技術の進歩、とくに投射重量の傾向と、命中精度の向上は、相手のミサイルを叩く第一撃能力を可能にしようとしているし、また「SALTの推移」の項で指摘した巡航ミサイル、バックファイアー、SS20など灰色兵器の出現は、SALT交渉の足を引っばる働きをしており、これらの新技術は“核戦争

の遂行能力をもつ”という核戦略の第4段階へ導くという見方もある。

6-1-4 戦域核戦力の問題点

次に戦域核兵力について、この1年間の動向の中から「灰色領域」の問題と中性子爆弾の生産について述べておこう。

「灰色領域」：戦略核兵器，戦術核兵器の区別は，以前から定かであつたわけではない。広島級の原爆でも戦略的に利用されることはあろうし，ICBMの戦術的利用も考えられる。だが，常識的にはその区別はかなりはつきりしていて，戦域核兵器は，欧州，アジアで相手の戦域核兵器を抑止し，在来型防衛力の後立てとなるものと考えられていた。米国防報告なども，別項目で扱っているし，なによりもSALTが成り立ったのも，この区別が前提となっていた。

ところが最近のアメリカの巡航ミサイル，ソ連のバックファイアー，SS20は，この区別をとりさつてしまった。巡航ミサイルは潜水艦の魚雷管から発射するSLCMトマホーク，直径53cm，長さ5.5～6.4m，時速850～900kmで航続距離3000kmと，B52から発射するALCM，直径60cm，長さ4.2m，航続距離1800kmの二種類が開発されている。トマホークは水上船艦で，地上のランチャー，航空機からも発射できる。高度数十メートルの低空を飛び，命中精度は数十メートルといわれる。この兵器は，まだ開発が始まつたばかりであり，今後多種多用の型式のものが出現しようが，射程も長距離用，中，短距離用ができようし，弾頭も核，非核が可能であろう。また，外見からはそのいずれかの識別も難しい。（この点が軍備管理上の難点となろう）また，バックファイアーはソ連は戦略爆撃機ではないというが，給油すれば大陸間爆撃能力を持つし，IRBMもSS20はロケットを一段つけ加えると，簡単な変更でICBMに姿を変える。これらは，SALTの交渉を困難なものにするだけでなく，戦略，戦域核兵器の差別をとりのけ，核戦力を連続した能力としてとらえることを求めるものかも知れない。

中性子爆弾：アメリカのエネルギー研究開発庁（ERDA）が，ひそかに中性子爆弾の開発予算を1978年度予算に計上していたことが新聞にスクープされ，また，カーター大統領が，その開発，生産予算を暫定的に承認したことで，アメリカでは中性子爆弾論争が起こった。数年らい研究されていた中性子爆弾理論が，実用化の

段階に入ったことを示すものである。核融合（水爆）による中性子の放射は、普通の核兵器の場合は、エネルギーの小さな部分にすぎないが、人員の殺傷力は大きい。3000～5000レムの放射線を受けると、人間は中枢神経に打撃を受け即時、無能力状態に陥り筋肉の調節機能を失う。そして数時間ないし数日で死亡する。この放射能の量は、20 KTの原爆では半径500メートル以内である。もし、核爆発のエネルギーを効果的に中性子として取出すことができれば、効率のよい人員殺傷兵器になるわけである。

アメリカが開発中の爆弾は、1 KT 広島型原爆の20分の1の小型核爆弾で、戦場でミサイル「ランス」から発射し、相手の上空90 mで爆発する。熱や爆風が地上に被害を及ぼす範囲は100～200 mに限られるが、強力な中性子線が半径900 m以内の人員を5分以内に死亡させる。しかも、中性子線がごく短時間放射された後は空中へ散ってしまい、残留放射能も少ないので敵を無力にしておいて、占領することも出来る。相手の兵員だけを対象とし、広範囲の非戦闘員を殺傷することは無いので人道的だ、と推進論者はいう。

アメリカの目的は、ヨーロッパでワルシャワ条約軍に対して量的に劣勢なNATO軍の支えとする点にある。NATO軍は、通常戦力での劣勢をカバーするため約7000の戦術核弾頭を保存しているが、それが必ずしも有効でないという議論が強くなった。つまり、ワルシャワ条約軍が侵入してきた場合は、西ドイツやベルギーの領内では、死の灰をまきちらす戦術核兵器は、非戦闘員への影響が大きくて使用できない。というのである。この点相手の兵員だけを殺傷できる中性子爆弾は“使える核兵器”であり、抑止力としてはきわめて有効というのである。しかし、カーター大統領は「これはSALTに影響を及ぼすものではない」と述べているが、ソ連は直ちに「アメリカは新しい軍拡の時代にもどった」と批判しており、“灰色兵器”とからんで軍縮議論に波紋を投げかけよう。

6-1-5 再認識される通常兵力の重要性

米ソの戦略核戦力が対等になり、また核兵器体系が高度化し、複雑になって、核戦争の結果が、不確かなものになるに伴って、核の数値をできるだけ高く保たねばならないという認識が高まり、このため抑止力として通常戦力の重要さが再認識さ

れてきている。そこで、米ソのこの分野とくに地上兵力の動向に簡単にふれておこう。

ソ連は、通常戦力の分野でも増強に大きな努力を払っている。総兵力 440 万のうち、一般目的兵力 210 万を維持しているが、そのうち 180 万が地上兵力である。師団数は、去年の 168 師団から 170 師団に増加したといわれる。この兵力を欧州と中国の 2 正面に向けている。中国には 170 師団の 40 % が振り向けられているといわれる。

地上軍の火力、機動力の向上は著しく、新型戦車 (T-72) や装甲戦闘車が多量に配置され、また、戦術空軍では、アメリカの F15、16 には匹敵しないが、新型 F-4 と同クラスの新型フィッシュベッド、フィッター、フロッカーなどが続々と展開されている。(アメリカの F15、16 は展開されていない) ヨーロッパでの 10 年前にくらべて、飛躍的に向上したその能力は、米国防報告によれば「第 2 次大戦におけるドイツの電撃を思わせる迅速攻撃突破という長年のソ連ドクトリンとおそらく一致するようになっている」という。

また注目すべきは、海外への輸送能力の増大である。ソ連は、アンゴラに多量の戦争資材を輸送し、また、キューバ遠征軍のギニアへの輸送を援助した。その戦略空輸能力は、急速に拡大している。また、海軍の世界的進出は目ざましいものがあるが、同時に、ソ連商船隊の増大も著しいものがある。商船隊は海軍に統合されており、戦略輸送の一翼を担うものである。

アメリカの地上兵力は、当然のことながらヨーロッパに最大の関心を払っている。そこで量的に優位なワルシャワ軍に対抗するために、質的な優位を保っていたが、近年のソ連軍の近代化によって、そのバランスが危うくなった。アメリカは、機甲、機械化軍の侵攻への対応策として、いくつかの軽師団(歩兵、空挺、空中機動)を重師団(機甲及び機械化)に改編し、対戦車重ミサイル「トウ」、同中型ミサイル「ドラゴン」の配備を進め、更に、新型 XM-1 戦車の開発に最優先順位を与えている。また、ワルシャワ軍の奇襲攻撃に対応する既応体制にいくつかの欠陥のあることも最近指摘され、部隊配置、装備、弾薬の補給の場所、水準、指揮・統制・通信の強化なども検討されている。しかし、別表に示すように通常兵器生産の方面では、ヘリコプターを除いて、ソ連の方が、かなり優位にあるようである。ミニニューク

米／ソ生産率の推定比較

(1972-1976)

	ソ 連 1972-76 平 均	米 国 1972-76 平 均	ソ／米 の比率 1972-76
戦 車	2,770	469	5.9 : 1
装 甲 車	4,990	1,556	3.2 : 1
火 砲	1,310	162	8 : 1
航 空 機	1,090	573	1.9 : 1
ヘリコプター	666	733	0.8 : 1
対 戦 車 ミ サ イ ル	27,000	27,351	1 : 1

スや中性子爆弾への強い要請が、このあたりから生れるのかも知れない。

6-2 フランスの核能力

昨年、軍備6カ年計画(77-82年)を決定するのに際して、ジスカールデスタン大統領は“6年計画では通常兵力を充実させ、フランスの安全保障を核抑止力に全面依存するのをやめる”と述べた。過去15年は、核兵器会議を優先してきたが、通常兵器の老朽化もあって、方針を変更したわけである。

フランスはNATOの軍事機構から離脱しその独自性を重視して、核開発を積極的に進めてきた。しかし、軍部には、フランスの核戦力で、本当にソ連側の軍事力に対処できるのか、核は第二のマジノ線ではないのか、という疑問が少なくないのだという。昨年発表された戦略の基本構想は、フランスの核抑止力の行使は現実には困難との説明に立って、“東西の軍事紛争の際に、フランスが聖域にとどまることはできない。フランス軍がNATO軍とともに、西ドイツの最前線に闘うことは可能性がある”としていた。軍備6年計画は、この基本戦略を具体化するものであろう。

ジスカルデスタン大統領は、昨年、ドゴール派のシラク首相を更送し、レイモン・バール貿易相を後任に据えた。ドゴール派と決別して、自主路線を進めようとするものだが外交面では、対米、西独、EC協調路線が強められた。昨年10月のフォード前米大統領の核防政策に対しても、いち早く、みずからが主催するエネルギー閣僚会議を開いて、再処理施設を輸出しない方針を打ち出すなど、協調的な態度をとっている。国防についても、その現実主義から、フランスの国力に相応する効率的な政策を考えているのであろう。

軍備6年計画では、フランスの核戦力は次のように定められている。

まず、予算面で、77年度の仏国防予算は、106億ドルで、国家予算の10%を含める。82年度は244億ドル、国家予算の20%になる。しかし、核兵器関係予算は、年間5.5%の伸びで、国防予算に含める比率は、77年の168%から82年には15.7%に減少する。

核弾頭では、SLBMの強化原爆弾頭は、77年から水爆弾頭に切りかえられる。南仏アルピオン平原に展開中の18基のIRBMの弾頭も82年までに水爆に代わる。数年内にMRV弾頭も実用化されよう。原子力潜水艦の4号艦アンドンターブルは77年に、5号艦トナンは79年か80年に設備するが、82年設備の予定だった6号艦は延期される。

核攻撃機である45機のミラージュIVは1985年まで維持される。また、戦術ミサイル「ブルトン」(射程20-120km)を中戦車AMX30に塔載したミサイル連隊(発射台6基、弾頭10-25KT)は、すでに2連隊が展開し、2連隊が装備中、さらに1連隊が、82年までに装備を終わる。ブルトン連隊は6連隊の計画だったが、1連隊が削減された。

なお、フランスは、75年4月から、原子力ヘリ空母PH-75の設計を進めている。28ノット、ヘリ25機を積載(短距離離着陸機の発着も可能ともいわれる)する、対潜空母で、82年引き渡しの予定という。

6-3 イギリス：

イギリスの国防政策の基本は、NATOへの全面寄与と全巾依存である。英国防白書

は、NATO戦略について戦略核レベルで米ソの相互抑止が成り立っている状況では、NATOは戦略核戦力にのみ全面的に依存することはできず、ワルシャワ条約軍の攻撃に適切に対応するため通常、戦域および戦略核戦力を配置しなければならないという。そして戦域核兵器は、ワ条約軍の戦略核使用を抑止し、また、NATOの通常兵力、戦略兵力の連結を果たし、通常兵力で防衛が不適當になったときに選択の巾を広げるために必要であるし、戦略核戦力は、いかなるレベルの攻撃の抑止も助け、エスカレートを防ぐことになる。と述べている。NATOに寄与するため、イギリスは、海軍のほとんどを提供し、NATO海軍の70%を占めているし、陸軍も18万人中5万5000が欧州大陸にあり、空軍もファントム、バッカニア中隊が西独に駐留している。核戦力には、ポラリスA3 16基をもつ、ミサイル原潜4隻を有するが、すべてNATOに提供し、NATO唯一の核戦闘、核戦力となっている。戦域核戦力では、空軍が核爆弾を塔載できる中爆バルカンBMK2の6中隊50機を保有陸軍のオネストジョン、203ミリ榴弾砲は核弾頭を発射できる。

6-4 中国の核戦力

昨年、中国は4回の核実験を行なった。4回目は、初の4メガトン実験であった。年末には人工衛星も打ち上げた。これらは、華国鋒体制への解放軍の支援を表明し、また、軍の近代化の促進を求めるものとされている。しかし、戦略核戦力の分野では、目立った変化はなかった。

射程600-700マイルといわれるMRBM(CSS-1)は30-50基、同1500-1750マイルのIRBM(CSS-2)は20-30基が配置され、前者はソ連東部、日本、韓国 極東米軍の一部を、また、後者は中央アジア、東アジアをカバーするが、とくに、その数量は増加していない。射程3000-3500マイルのICBM(CSS-3)は、ヨーロッパロシアの一部、オーストラリアに到達するが、限られた数しか展開しない計画とみられている。射程8000マイルのICBM(CSS-X-4)は、アメリカのタイタン、ソ連のSS9と同クラスのもので、アメリカ本土を攻撃しうる。その実験は太平洋に着弾地点を設けて発射する必要があるが、最近一部にそのような動きが報道されているが真相は明らかでない。アメリカの予測では、1980年代

初期に、少数が配置されるという。

核兵器の保有量は急激に増加し、原水爆弾頭は 200 - 300 発にのぼるとみられる。これらは戦闘機や中爆 TU16 (行動半径 2000 マイル) で運搬される。戦域核戦力は、十分な実用状態にあるといえる。

次表は、中国の核実験の経過である。6, 8, 10, 11, 15 回は 3MT の水爆のシリーズであり, 9, 12, 13 回は戦術核兵器開発といわれる。76 年に 4 回の実験を行なったことは、核開発のテンポを早めることから、前述のように、華国峰体制支持の政治的なねらいもあると考えられる。

また、中国の人工衛星打ち上げの推移は、別表のとおりで、76 年 12 月 7 日に第 7 号を上げている。とくに注目されるのは、4 号以降を地上で回収していることである、衛星の目的には、飛行制御、大気圏への再突入など、技術的には、さまざまな問題があり、これをマスターしたことは、中国宇宙技術の前進を示すものである。衛星の目的は、米ソにつき 3 番目だが、これは、偵察衛星の実用化に連るものである。アメリカの偵察衛星は、情報は電波で送り、必要なときだけ回収するが、ソ連の偵察衛星は 2 週間ぐらいで回収されている。偵察衛星は、ICBM の目標設定など ICBM 体系の樹立に不可欠のものである。

中国人工衛星推移

回	発 射 年 月 日	重 量 (kg)	近地点 (km)	遠地点 (km)	傾斜角 (度)	周 期 (分)	備 考
1	70. 4. 24	173	439	2362	68.4	113.7	「東方紅」歌 曲放送
2	71. 3. 3	221	256	1297	69.8	100.3	
3	75. 7. 26	700	180	361	69.0	89.9	消失
4	75.11.26	700	173	483	63.0	91.0	7 5. 1 2. 2 回収成功
5	75.12.16	700	183	360	68.9	89.9	7 5. 1 2. 2 9 回収
6	76. 8. 30	700	198	2086	69.1	108.1	既に地上へ帰 投
7	76.12. 7	700					7 6. 1 2. 1 0 地上回収

中国の核爆発実験の経過

回	年月日	場所	実験方法	爆発威力	備考
1	64.10.16	ロブノール	固定鉄塔	20Kt	
2	65. 5.14	"	TU-4型機	20~40Kt	実用原爆爆発実験
3	66. 5. 9	"	TU-16型機	200~500Kt	水爆起爆実験
4	66.10.27	双城子発射場	SS-4型ソ連製MRBM	20Kt	小型原爆装着ミサイル実験
5	66.12.28	ロブノール	固定鉄塔	250~500Kt	水爆起爆実験
6	67. 6.17	"	TU-16型機	3Mt	第1回水爆実験
7	67.12.24	"	"	10~25Kt	中国側未発表
8	68.12.27	"	"	3Mt	水爆実験
9	69. 9.22	ロブノール西北地下300m	地下爆発	25Kt	第1次地下核実験。戦術用プルトニウム弾
10	69. 9.29	ロブノール	TU-16型機	3Mt	水爆実験
11	70.10. 4	"	"	3Mt	水爆実験 中国側未発表
12	71.11.18	"	固定鉄塔	20Kt	戦術核兵器実験
13	72. 1. 7	"	"	20Kt	"
14	72. 3.18	"		170Kt	" 中国側未発表
15	73. 6.27	"	TU-16型機	3Mt	水爆実験
16	74. 6.17	"		1Mt	
17	75.10.27	"	地下爆発		地下核実験
18	76. 1.23	"		20Kt	
19	76. 9.26	"			
20	76.10.17	"	地下爆発	20~200Kt	地下核実験
21	76.11.17	"		4Mt	小型軽量化実験

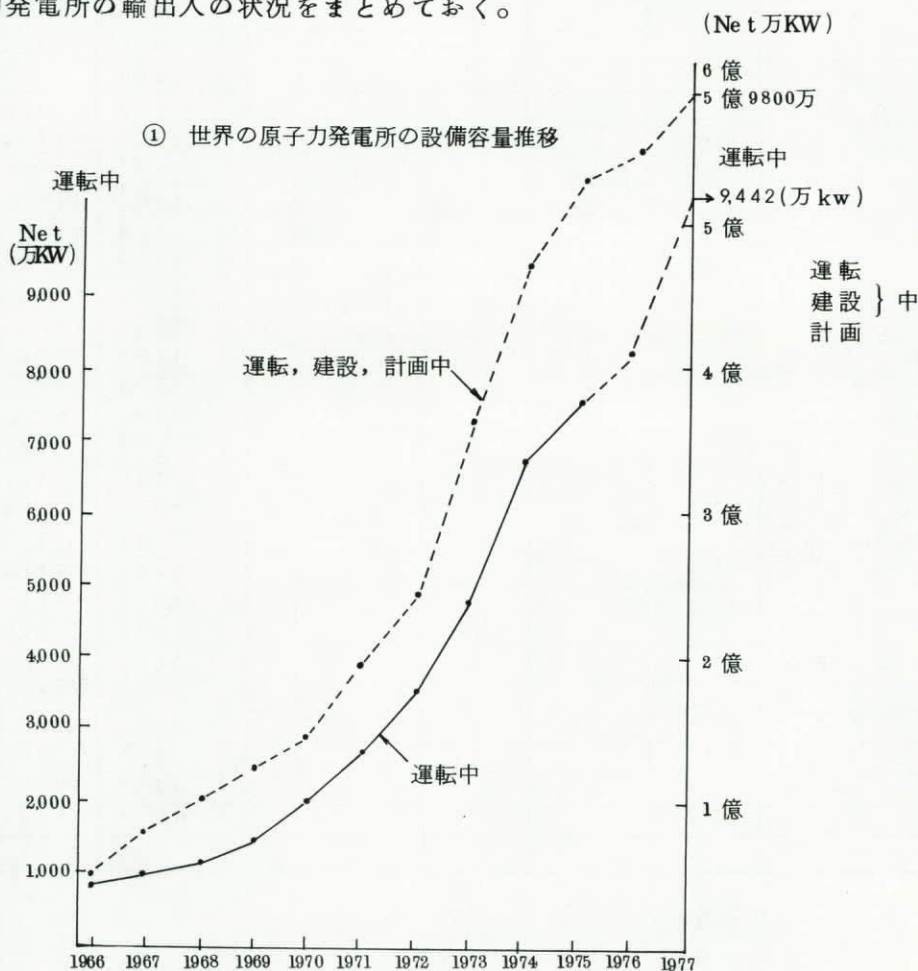
6-5 インド

74年5月いらい、インドは核実験を行っていない。最近の報道ではガンジー政権時代に、8-10発のプルトニウム原爆を完成させた、と伝えられる。その目的は中国の核開発に対抗するものと考えられるがまた、民族国家として、国の統一を保つためには、このようなシンボルが必要だった、との見方もある。しかし、デサイ政権は、この政策を変更し、「今後、核爆発実験は、いっさいしない」ことを公表している。デサイ首相が7月21日に、鳩山外相と会談した席で明らかにしたもので、「核兵器を使わないのはもちろん、持つこともなく、外国から持ち込む考えもない」と語った。しかし、核防条約については、核保有国を野放しにする不平等条約であり、批准の意志はないという。

第7章 各国の原子力平和利用

石油危機をきっかけに先進国のみならず開発途上国に於ても、原子力発電への傾斜が強まった。発電設備容量でみると、76年12月現在運転、建設、計画中的ものは709基5億988万キロワットにのぼる。別表①にその推数を示すが、73年の2倍半の規模に達している。

運転中は186基、9440万キロワットだがアメリカが64基4700万キロワットで約半分を占め、ついでイギリス750万キロワット、日本740万キロワット、ついでソ連720万キロワット、西独640万キロワットなどである。今後核拡散との関連で問題になるのはもちろん第3世界の原子力利用計画でもある。ここで、いくつかの問題国について、平和利用の現状を調べておこう。その前に別表②に、原子力発電所の輸出入の状況をまとめておく。



② 原子力発電所の輸出入（ソ連圏を除く）

輸出国 メーカー 輸入国	アメリカー		ドイツ K W U	カナダ 原子力 公社 (CANDU)	炉 (基)	出力 (MWe)	運転開始 (予 定)
	ウエスチ ング ハウス	ゼネラル エレクト リック					
アルゼンチン			○		1	319	1974
#				○	1	600	1981~1982
オーストリア			○		1	692	1977
ベルギー	○				1	870	1975
#	△				6	4,587	1975~1980
ブラジル	○				1	626	1978
#			○		2	490	1982~
ドイツ		○			1	237	1967
フランス	○				1	309	
#	△				18	16,580	1976~1980
インド		○			2	400	1969
#				○	6	1,280	1973~1982
イラン	△				2	1,800	1982~1983
#			○		2	2,400	
イタリア	○				1	150	1964
#	△				3	2,800	1970~1982
#		○				247	1965
#		△			2	1,982	1980~1982
日本	○				4	3,345	1970~1977
#	△				8	5,958	1971~1981
#		○			5	3,750	1970~1979
#		△			12	9,910	1974~1981
韓国	○				2	1,169	1977~1981
#				○	2	1,200	1980~1981
メキシコ		○			2	1,320	1979~1980
オランダ			○		1	477	1973
パキスタン				○	1	138	1972
フィリッピン	○				2	1,250	1982
プエルトリコ	○				1	583	1981
スペイン	○				7	5,533	1969~1980 ^t
#		○			4	3,363	1971~1981
#			○		1	997	1982
スウェーデン	○				3	2,600	1975~1980
スイス	○				2	700	1969~1972
#		○			4	3,301	1972~1981
#			○		1	920	1978
台湾		○			4	3,204	1977~1981
#	○				2	1,800	1983~1984
ユーゴスラビア	○				1	615	1979

○ メーカー自身が建設

△ ライセンスにより他のメーカーが建設

韓国：77年6月19日に、慶尙南道古里に建設中だった第1号原子力発電所（PWR，59万5000KW）が臨界に達した。韓国電力会社が米WHと契約し，1971年3月に着工したもの，工費総額2.5億ドルであった。同所には2号機（PWR，65万KW）も建設中である。また3号機として，慶尙北道月城にカナダと契約し，75年11月からCANDU-PHW型67万9000KWを建設中で82年に完成の予定である。このように，韓国は，積極的に原子力開発を進める姿勢をみせていたが，昨年6月の新10年計画では原子力発電所の建設計画を9基から5基に削減した。その理由は，火力発電所の方が，建設費が安く工期も短いため，急激な経済成長に伴う電力需要の伸びには，火力が適切ということのようである。

同国は，再処理施設をフランスから輸入する計画であったが，核拡散を恐れるアメリカの圧力で76年1月に輸入を断念した。アメリカはこのために古里2号機の輸出停止とか，米輸出入銀行の融資とりやめなど，また，カナダにも働きかけてCANDUの輸出停止をさせるなどの圧力をかけたといわれる。だが韓国は，濃縮ウラン計画を進めている。76年7月に発表した核燃料開発公社は，77年から5年間で，3300万ドルの予最で，ウラン採鉱，転換，濃縮，加工の開発を進めるとしている。

在韓米軍の撤退に伴ない，アメリカは在韓戦術核兵器を撤去する方針を伝えられるが，原子力開発の進展と関連して，韓国内に核武装論が台頭している。6月24日の同国を含む梁正圭議員は「朝鮮半島での戦争抑止と生存権確保のために核を開発しなければならない」と公然と主張し，国内紙は一面トップでこれを報じたと伝えられる。この問題について朴東鎮外相は，29日の国会論議で「核兵器開発の意図はないというのが基本方針」としながらも「国家の安全と民族の生存のために必要とされる時，国際条約が順守されない特殊な状況が発生した時，主権国家として独自の判断が可能だ」と答えている。朴大統領自身も，さる75年6月に「米国が韓国を見捨てても核のカサを外すなら独自の開発に向かう」と述べたこともある。だが同国が核武装するとすれば，インド級の1発爆弾は無意味であり，かなりの規模のものが必要となろう。アメリカや日本との政治，経済的な問題，北朝鮮との軍事的な問題からみて，韓国が近い将来，核開発に踏み切る公算は，きわめて小さい，というのが多くの専門家の意見のようである。

台湾：化石燃料に乏しい台湾は、電力の 50 % を輸入石油に依存しているといわれるが、このため原子力発電には熱心である。北部シンチャンで BWR 1, 2 号機を試作中である。1 号機は 70 年に着工、ことし運開、2 号機も来年 6 月の完成を目ざしている。クォーシュンの第 2 発電所は 95.1 万 KW の BWR 2 基を計画中、第 3 発電所は 95 万 KW PWR 2 基ですでに WH に発注済みという。台湾の核開発説も、しばしば伝えられる。1 昨年夏の米タイム誌は目標は 1980 年と伝え、昨年 8 月 29 日のワシントン・ポスト紙は「台湾は小規模の装置で使用済み核燃料を再処理し、プルトニウムを作っている」と報じた。台湾政府当局は、もちろんそれを否定しているし、近い将来台湾が核武装する可能性はきわめて少ないだろうが、しかし、同国の原子力研究の歴史は長く、その技術水準はかなりのものといわれる。

インド：原子力発電所はクラブール発電所の BWR 2 基（各 19 万 KW）とラジャスターの 1 号機 CANDU-PHW（20 万 2000 KW）の 3 基である。インドが 1974 年 5 月に地下核実験を行った際のプルトニウムは、ラジャスター 1 号機の使用済み燃料から抽出したとの説もある。現在、5 基 100 万 6000 KW が計画中で、いずれも CANDU-PHW でもある。また、フランスと 1969 年に FBR 建設の契約を行い、15 MW の実験炉が 1979 年に臨界に達する。なお、同国は商業用再処理工場は持たないがトロンベイに実験炉用の工場（天然ウラン、年間 30 トン）が建設中のほか、タラプール（低濃縮ウラン EO 0.5 トン）マドラス（天然ウラン EO 0.5 トン）を建設している。

74 年の同国の核実験は、第 3 世界への核拡散問題の口火となったが、デサイ首相は、77 年 7 月の鳩山外相との会談でも「インドは核兵器を持たず、作らず、持ち込まず、の三原則を守り、平和核爆発も行なわない」との方針を明らかにした。

パキスタン：現在運転中のものはカラチ発電所の 1 基（CANDU-PHW, 12 万 7000 KW）で、第 2 号として 1980 年までに 50 万 KW のキャレマバレッジ発電所の建設を計画している。2000 年までに、550 KW、全発電所中の 3 分の 1 の原子力発電を計画している。西北辺境にウラン鉱山があり、カラチ発電所の燃料は自給する計画という。フランスとの再処理工場を輸入する契約を結び、交渉を進めていたが、アメリカがその中止を求めているが既に所要設計図の 90 % までがパキスタン側の手に渡っていると伝えられる。

イスラエル：イスラエルの核保有説は、あとをたたない。今年7月6日にもサダト・エジプト大統領は「イスラエルが原爆を製造したという明確な報告をもっている」と述べた。昨年の米紙はCIA報告として、イスラエルが使用可能な原爆を10ないし20発持っていると言っている。イスラエルには、原子力発電所はない。出力60-80万KWの発電炉をアメリカから輸入する計画である。だが、原子力研究の歴史は古く、1955年にアメリカから、出力5000KWの実験用原子炉2基を、また、57年にはフランスから出力2万6000KWの天然ウラン、重水型原子炉を導入した。いらい20年に及ぶ研究開発の蓄積が、その核保有説の裏づけとなっている。また同国は、米国供与のファントム4Eだけでなく、超音速戦闘爆撃機「カフィール」や射程500KWのSSM「ジェリコ」の開発に成功しているが、これらも核兵器体系の一環と考えられる。建国いらい、周辺アラブ諸国と険悪な関係がつづき、恒久的な平和の見通しが得られない状況下で、十分な技術水準をもつイスラエルが核保有に向かうのは、むしろ当然というべきかも知れない。

エジプト：同国の原子力計画は1975-95年の20年間に、10基1000万KWを建設、2000年の電力の半分を原子力に依存するという大規模なものである。74年6月にニクソン大統領がエジプトを訪問したときも原子力発電所の建設に合意、75年11月に協力の共同声明に調印した。その内容は60万KWの原子炉2基と濃縮ウランをアメリカから購入する計画である。この施設、物質はIAEAの保障措置の下に置く、プルトニウム及び燃料用ウランは、エジプト国外で再処理し、貯蔵する、という厳しいものである。76年8月に原子炉、核燃料売却協定に仮調印し、議会で審議中である。このほか、同国は、フランスから60万KW2基、西ドイツから100万KW2基を導入する計画である。同国はイスラエルの核開発に強い関心を抱いており、サダト大統領は「イスラエルが核保有すればエジプトもそうする」と述べているが75年8月には大統領が長となって「あらゆる目的に原子力を利用する委員会」を設け、核兵器を含む総合的な開発を目ざす体制をとった。なお同国も原子力研究の歴史は古く、1961年にソ連から2000KW実験用原子炉を導入し、発電炉導入の話もあったが、その後、両国関係の冷却化に伴ない、立ち消えになった。

イラン：イランは、サウジアラビアに次いで石油輸出国だが、石油は石油化学の

原料として残し、電力は原子力に依存する方針である。このため、1974年にイラン原子力機関を設定し、1994年までに2300万KWの原子力発電を行う計画を樹てた。

そして、まずフランスと1974年6月に経済協力の一環として、13億ドルで100万KWの原子炉5基、技術者訓練のための原子力研究センターの建設活動で合意した。これに基づいてフラマトム社に90万KW PWR 2基の発注を内示した。アメリカとも1975年3月の共同声明で、今後10年間にわたり、8基800万KWの原子炉を導入することを明らかにした。（但し、保障措置の問題で交渉は続いている。）さらに、西ドイツのKWU社に対して、120万KW 2基を発注、76年7月に協力協定に調印し、82年に完成の予定である。

同国はまたウラン濃縮の分野にも進出しようとしている。すなわち、イラン原子力機関40%、フランスCEA 60%の出資で共同融資会社を設立しCEAが所有するユーロディフ社持株52.7%のうち25%をこの融資会社に譲渡させる。つまり、イランはユーロディフの10%の株を持つことになるわけである。また、ウラン濃縮の新工場建設のための調査研究の新会社COREDIFを設立した（ユーロディフ51%、CEA29%、イラン20%）。資源の面では南アフリカとウラン鉱に関する協定を結んでいる。イランは一方で、目ざましい軍備拡大をつづけている。NPTには批准しているが、パーレビ国王は“もし、他国が核保有すれば、核開発を行う”と述べており、原子力開発の迅速な進展が核拡散に連る危険もないわけではない。

南アフリカ：自由世界では、アメリカ、カナダに次いでウラン資源が豊富で、埋蔵量30万トンといわれる。南アはこの資源の付加価値を高めて売る方針を樹て、1971年にウラン濃縮公社（UCOR）を設立した。独事技術で濃縮研究を始め、73年にパイロットプラントを建設、75年初めから機能し始めたが、満足すべき結果が得られたという。その技術はノズル法的一种といわれるが、1986年までに5000トンSWUの工場を稼働させる計画という。

原子力発電所の建設では、米、西独、仏が売り込み競争を展開したが、76年5月にフランスと合意、8月に調印した。ケープタウン近くに99万2000KWの軽水炉2基を建設するという。

ところで南アフリカは核防条約に調印していないしフォルスター首相は、昨年5

月のニューズウィーク誌の会見で“防衛のための核開発は可能である”と述べている。政治的に孤立し軍事的に親地に陥ると、南アは核兵器の使用を辞さないであろうという見方は少なくない。

ブラジル：ブラジルは1968年に原子力発電炉の建設決め、米WHと契約、71年にリオデジャネイロとサンパウロの中間のAngra dos Reisに62万6000KWのPWRを着工、今年完成の予定である。一昨75年6月27日に、ブラジルは西ドイツと広はんな原子力協定を結んだ。主な内容は1986年までにKWUが130万KWのPWR4基を建設、さらに1990年までに4基を、国産化率を高めて建設する。ウラン鉱の探査を行い、西ドイツに20%の使用権を与える。ウラン濃縮について、ノズル法により1981年までに200トンSWUのプラントを建設する。再処理は、年間2トンのパイロットプラントを建設する、というものである。このプロジェクトは、IAEAの保障措置の下に置くこととしているがアメリカは、核拡散防止の視点から、その中止を求め、西ドイツは、これに強硬に反対している。この共同計画は今後の核拡散問題の一つの焦点となろう。

ブラジルとアルゼンチンは、核拡散の有力候補地域とされている。それは、ブラジルが、かねてから平和核爆発の権利を主張しているからである。そのために、同国はNPTに調印していないし、ラ米核禁条約には批准はしているが、同条約28条を援用せず発効させていない。(同条約は発効の条件として全核保有国の署名などの条件をつけているが28条2項により、その条件が満たされなくても発効させることができる)とされている)ただブラジルは、1964年いらい反共、親米的な軍事政権がつづき、経済政策の面でも“ブラジルの奇跡”といわれるほどの成功をおさめ、中南米の指導国家としての地位を固めている。軍事政治的には、核保有の必要性は考えられず、平和核爆発の主張は、むしろ、国家の威言のためであろうか。

アルゼンチン：現在、アッチャ発電所の1号機、31万9000KWが運転中である。西独ジーメンスと契約し68年に着工、74年8月に完成した天然ウラン・重水減速、加圧水型である。コルドバに第2号発電所を建設中で、81年運開の予定だが、ここはCANDU-PHW、57万6000KWである。3号炉は85年運開の計画だが、2号炉と同型。今後とも天然ウラン・重水型を採用する方針という。アルゼンチンもまた、ブラジルと同じく、平和核爆発の権利を主張し、NPTに調印せずラ米核禁条約の

批准もしていない。その理由もブラジルと同様である。

東欧：アメリカが核燃料の規制を強化しようとしている一方でソ連は東欧の原子力開発に本格的に取りくむ姿勢を見せている。77年6月21日から3日間ワルシャワで開かれたコメコン（ソ連・東欧経済相互援助会議）の紹介のコミュニケは「原子力エネルギーの開発に関連する諸問題の統合的な解決を燃料・エネルギー問題全体の解決のためにコメコン加盟各国は、原子力関係の機械設備を可能な限り最大限に発展させる必要がある」ことを強調し、加盟各国に1978年に「コメコン原子力協定」を結ぶよう勧告した。この協定は1981年から90年までの10年間に「原子力発電所の設備の生産を据付けの面で、加盟間の専門化と共同化を目指すもので、ソ連が中心となって原子力発電設備を生産、供与するものである。

IAEAによると、コメコン諸国の原子力発電は、ソ連が550万KW、東ドイツ95万KW、ブルガリア90万KW、チェコスロバキア15万KWで全エネルギーの3%であるが、これを80年には7%に引き上げるのが目標という。また、81年からの10年計画では、5年ごとに原発電力を2倍にするとしている。

またFBRは、ソ連が積極的に開発を進めすでにBN350（出力35万KW）が稼動中だがこれをコメコン諸国にも拡大し、2000年にはコメコン全体の原子力発電の半分をFBRにする計画もあるという。

コメコンが原子力発電に力を入れ始めたのは、ソ連の石油供給に限界がみえ始め、石油は、燃料でなく、化学工業などに使うべきだという考えがソ連に強まったためといわれる。

第8章 核に関する雑誌記事の内容分析

8.1 核に関する内容分析の概要

核に関するわが国の関心、論調とその変化を見るため、総合雑誌15誌をとりあげてその内容分析を行った。1973年来、第4年目として1976年8月～1977年7月の記事を対象とした。その総数は、73年度の123件から、197(1974)、413(1975)、今年は503件と年を追って著増している。第8.1図と第8.1表に見られる如く、これまで、核の軍事的側面に関する記事が圧倒的に多かったが、今年は、平和利用の側面と約バランスするようになった。更には、安全保障全般、原爆関係などの記事数は絶対数において少くなっている。これは、エネルギー危機を背景とする原子力開発への課題と、今年の核問題の焦点となった核拡散防止をめぐるカーター大統領の核政策によっているといえよう。従って、月別の雑誌の記事数の変化を第8.2図にみると、今年の2月頃までは、ほぼ1ヶ月30件前後であったものが、5月から7月にかけて、60件前後にまで増えている。3月の日米首脳会談、5月の先進国首脳会談のいずれもがカーターの核提言を問題の焦点のひとつとしたことがその位置付けを示している。

核問題を取りあげた雑誌では、エコノミスト、週刊ダイヤモンド、週刊東洋経済が昨年と比べて大巾に多くなった(第8.2表)。いづれも週刊の経済誌で、原子力・エネルギー問題、カーターの核政策などの特集を組んでいるのがめだった。一方、記事数が減った雑誌には、朝日ジャーナル、世界、月刊社会党などがあるが、特別な意味はない。昨年度に比べると、核兵器や軍縮問題に関する特集にかわるようなものが組まれなかったことによる。

核に関する記事は、6大項目を更に細かく15中項目に分けた。これらの記事数とその月別変化を第8.1表に示す。記事数の大小が直接的な国民の関心のウエイトを表わしている訳ではないが、知識人をも含めた国民への情報源のウエイトとして世論形成への中核となっているとみられる。記事数の多いものからあげると：

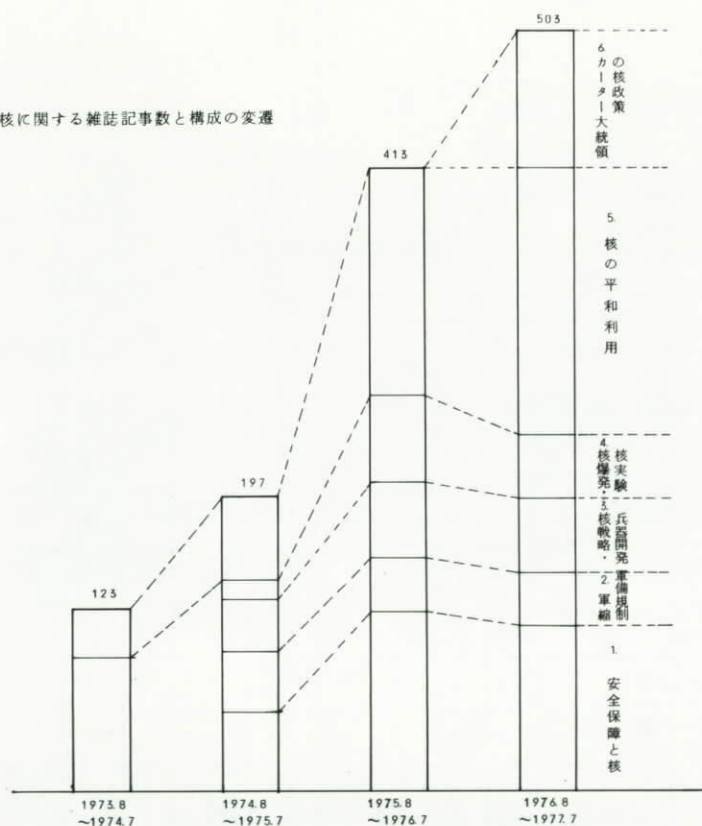
- ① 原子力開発の推進と動向—92件
- ② 日本の安全保障と核—66件

- ③ カーター大統領の核政策と日本の対応— 61 件
- ④ 外国の原子力開発関係，原子力をめぐる国際競争— 44 件
- ⑤ 米・ソ・中等諸外国の核戦略— 39 件
- ⑥ 原爆—広島と長崎— — 29 件
- ⑦ カーター大統領の核政策と世界的インパクト— 29 件
- ⑧ 韓国と核— 28 件
- ⑨ 核の平和利用—書評と読者評— — 21 件
- ⑩ 原子力開発の反対運動— 20 件
- ⑪ S A L T— 18 件
- ⑫ S A L T 以外の軍縮の動向— 16 件
- ⑬ 日本周辺的情勢— 15 件
- ⑭ 原水爆禁止運動— 15 件
- ⑮ 核関連の兵器開発— 10 件

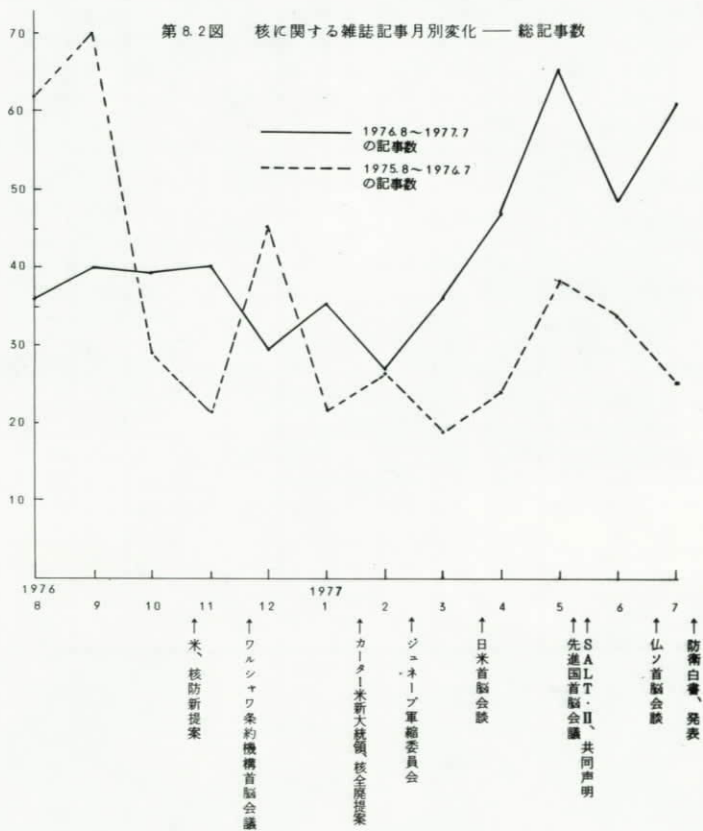
記事の数から特徴的にいえることは，戦後 30 年たった今も，広島，長崎の原爆による被爆者，原爆のおそろしさ，原爆投下の政策決定過程などへの関心が非常に強いことである。また，韓国の核は，在韓米軍撤退の動きと核拡散の問題とがからみ，わが国の安全保障にも大きな影響があるため，状況的な課題としてとりあげられている。

諸外国の原子力の動向に関する記事もめだった。平和利用では特に反対運動，ウラン・カルテルや，原子力の国際商戦，あるいは原子力をめぐる利権の危険性などが指摘されている。それに比べると，米国，中国，ソ連などの大国の核戦略や，軍縮軍備規制に関するものは意外と少ない。国際政治の動向や分析が発表される専門誌が僅少であることから，これら総合誌が占める役割は大きい。また多くの関連記事が，米国国防省，英国戦略研究所，スウェーデンの S I P R I が発表するデータおよび分析をほとんどもとにせざるを得ない状況が明瞭に読みとることができる。本報告のはじめにも述べられたことであるが，わが国独自の戦略のためには，わが国としての調査，分析の専門機関が作られるべきであることが，このことからいえる。

第 8.1 図 核に関する雑誌記事数と構成の変遷



第 8.2 図 核に関する雑誌記事月別変化 — 総記事数



第 8.1 表 核に関する記事の分類

	76/8	9	10	11	12	77/1	2	3	4	5	6	7	計
1. 安全保障と核	9	5	7	10	5	13	5	11	7	14	12	11	109
1.1 日本の安全保障と核	7	3	5	6	3	5	2	8	4	8	6	9	66
1.2 日本周辺の情勢	2	2	/	2	1	3	/	/	1	/	3	1	15
1.3 韓国と核	/	/	2	2	1	5	3	3	2	6	3	1	28
2. 軍縮・軍備規制	3	2	2	2	1	2	4	3	4	5	4	2	34
2.1 SALT	1	1	1	1	/	2	2	1	4	1	3	1	18
2.2 SALT以外の軍縮の動向	2	1	1	1	1	/	2	2	/	4	1	1	16
3. 核戦略・兵器開発	5	6	4	7	3	4	3	1	2	1	6	7	49
3.1 米・ソ・中等諸外国の核戦略	4	5	3	5	2	3	3	1	2	1	6	4	39
3.2 兵器開発	1	1	1	2	1	1	/	/	/	/	/	3	10
4. 核爆発・核実験	5	9	8	3	1	/	1	3	2	3	3	6	44
4.1 原爆一広島と長崎	3	8	4	3	1	/	/	2	2	1	1	4	29
4.2 原水爆禁止運動	2	1	4	/	/	/	1	1	/	2	2	2	15
5. 核の平和利用	13	18	16	15	17	10	10	13	16	22	10	17	177
5.1 原子力開発の推進と動向	5	7	6	9	4	7	2	8	12	16	6	10	92
5.2 原子力開発の反対運動	/	4	2	1	7	1	1	/	/	1	1	2	20
5.3 外国の原子力開発関係・原子力をめぐる国際競争	8	5	4	4	3	2	4	2	4	1	2	5	44
5.4 書評・読者評	/	2	4	1	3	/	3	3	/	4	1	/	21
6. カーター大統領の核政策	1	/	2	3	2	6	4	5	16	20	13	18	90
6.1 カーターの核政策と世界的インパクト	1	/	2	2	1	1	1	1	7	6	2	5	29
6.2 カーターの核政策と日本の対応	/	/	/	1	1	5	3	4	9	14	11	13	61
計	36	40	39	40	29	35	27	36	47	65	48	61	503

第8.2表 雑誌別月別変化 52年分

(注)

雑誌名	記事数
	頁 数

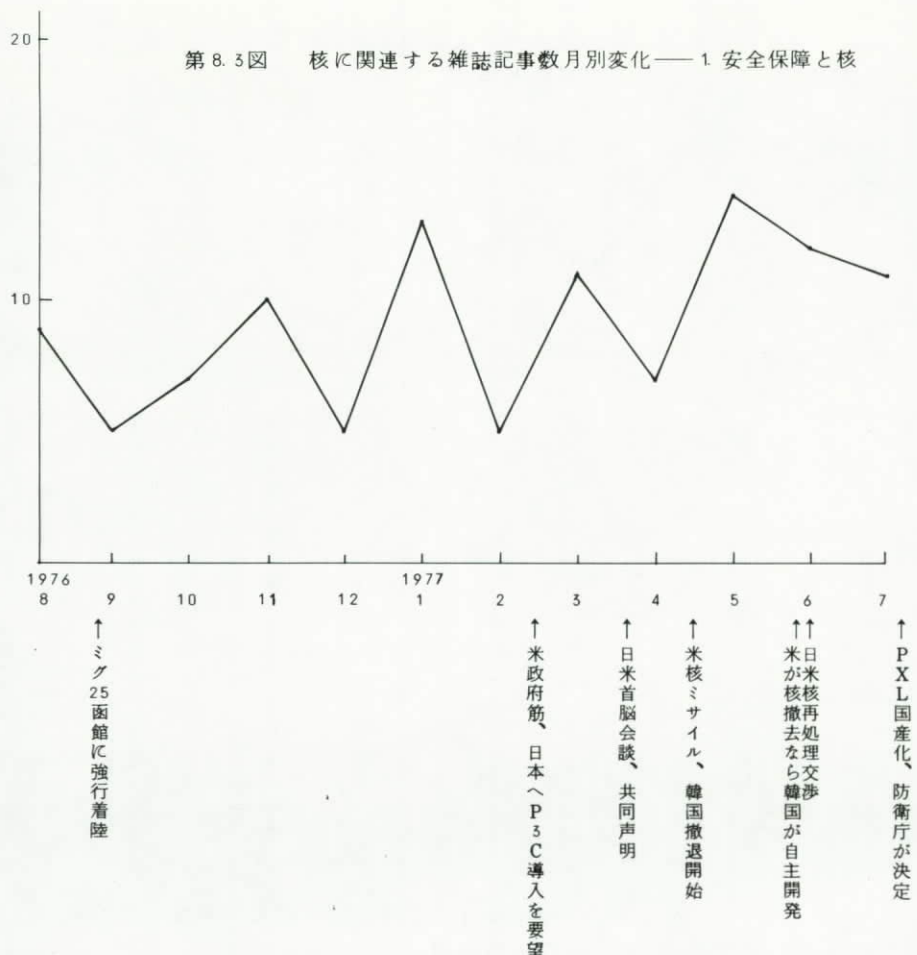
		76/8	9	10	11	12	77/1	2	3	4	5	6	7	計
総合月刊誌	世 界	3	2	5	4	4	4	6	5	2	2	4	2	43
		5	8	29	7	7	5	17	7	8	23	6	8	130
	中 央 公 論	2	1	2	5	2	3	2	2	3	2	4	6	34
		5	2	2	9	3	3	2	4	16	3	18	26	93
	文 芸 春 秋	1			1				1	1	2	3	1	10
		2			2				4	1	7	6	2	24
	諸 君 1			1			2		1	1	2		1	8
				2			17		2	2	25		1	49
	自 由	1	3	5	4	1	3		7	1	5	6	1	37
		3	4	11	14	1	5		12	2	9	12	1	74
	正 論	6	2		1	1			2	2	3	2	4	23
		23	2		3	3			4	10	5	17	9	76
	潮	1	7	1	3	1	1				2	1	2	19
		10	72	1	38	3	3				10	2	20	159
	展 望	2	1	1	1	2	1					1		9
		5	2	2	2	23	1					3		38
政党月刊誌	前 衛	3		2		1	3		2	1	3	4	7	26
		14		5		3	8		6	4	11	7	28	86
	公 明	4	3	1	1		2	3	1	1	3	3	6	28
		13	4	11	4		10	5	1	6	4	4	35	97
	月刊社会党	2	3	6	3		4		2	3	4	2	2	31
		10	5	15	16		8		4	6	8	5	2	79
週刊誌	エコノミスト	5	3	3	6	6	3	5	3	13	16	6	9	78
		8	10	9	14	8	3	9	3	18	40	9	26	157
	週刊ダイヤモンド	4	3	5	5	2	3	5	4	6	8	4	3	52
		4	7	6	7	2	5	10	5	8	14	11	5	84
	週刊東洋経済	2	3	4	2	3	5	3	3	8	2	3	8	46
		6	9	14	5	5	12	9	8	15	8	8	21	120
朝日ジャーナル		9	3	4	6	1	3	3	5	11	5	9	59	
		25	6	5	21	3	10	7	11	28	18	28	162	
記 事 数		36	40	39	40	29	35	27	36	47	65	48	61	503

第 8.3 表 核 関 する 記 事 数

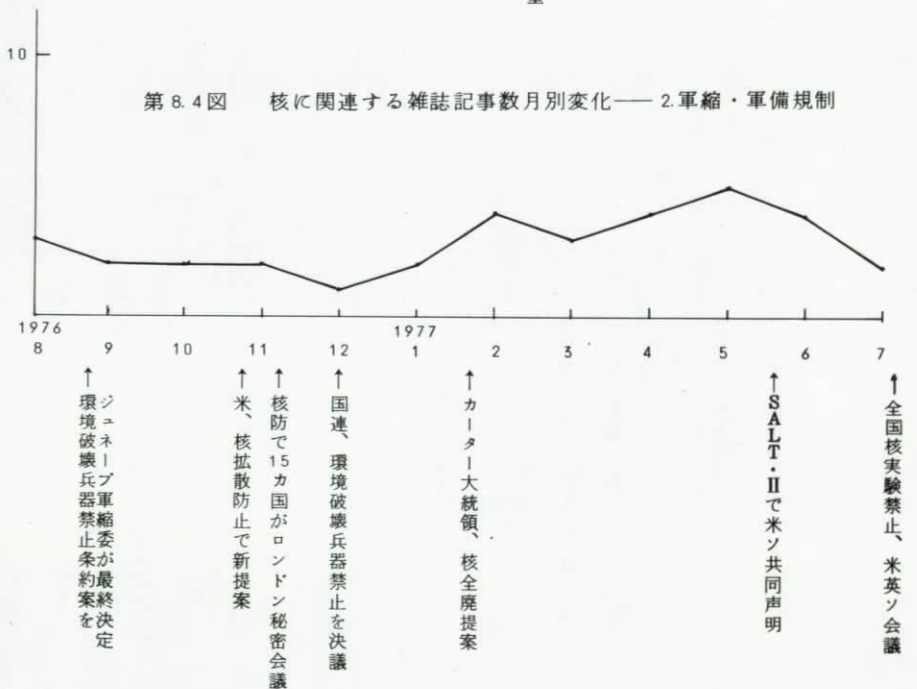
順 位	雑 誌 名	記事数	主 題 別 項 目					
			1	2	3	4	5	6
1	エコノミスト	78	3	7	4	3	36	25
2	朝日ジャーナル	59	10	1	5	10	25	8
3	週刊ダイヤモンド	52	3	1	4		33	11
4	週刊東洋経済	46		4	1		20	21
5	世 界	43	12	7	4	5	10	5
6	自 由	37	17	2	7	4	5	2
7	中 央 公 論	34	10	1	11		9	3
8	月 刊 社 会 党	31	7	4	5	12	3	
9	公 明	28	9	1		1	10	7
10	前 衛	26	15	2		3	4	2
11	正 論	23	10	3	5		3	2
12	潮	19	5			4	10	
13	文 芸 春 秋	10	1		2	1	4	2
14	展 望	9	3	1	1	1	2	1
15	諸 君 ！	8	4				3	1
計		503	109	34	49	44	177	90

1975年 計	雑誌総記事	413	119	37	50	58	149
1974年 計	雑誌総記事	197	54	40	35	13	55
1973年 計	雑誌総記事	123	92				31

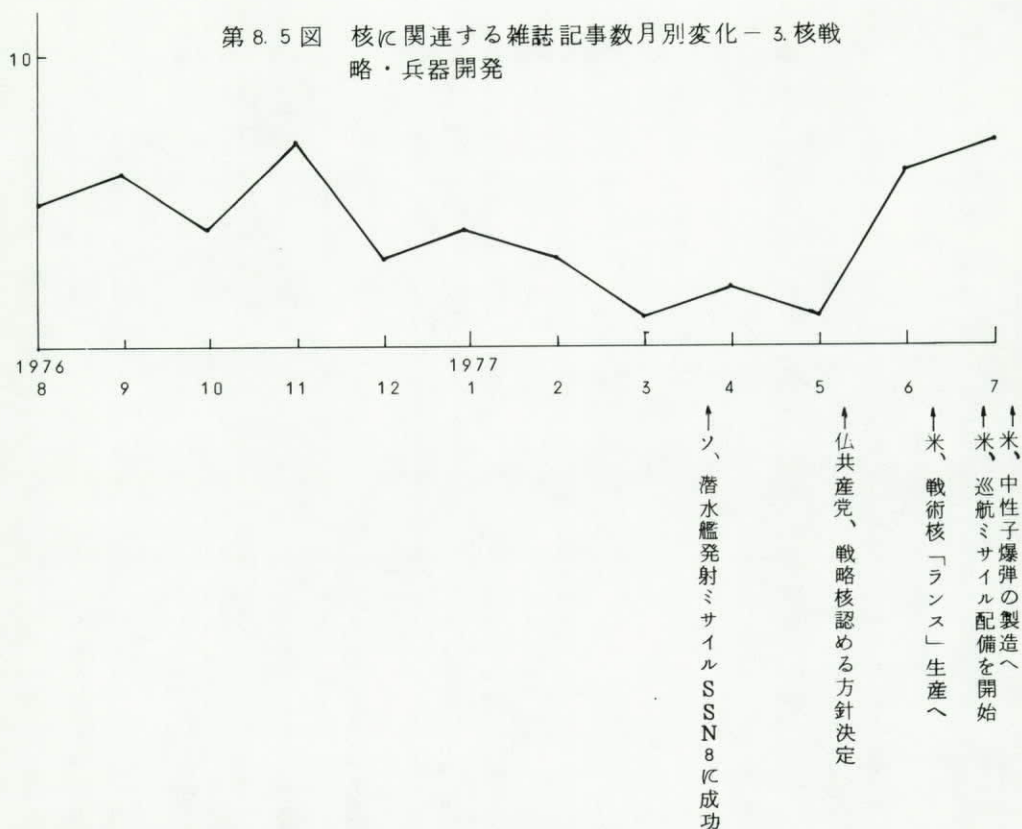
第 8.3 図 核に関連する雑誌記事数月別変化——1. 安全保障と核



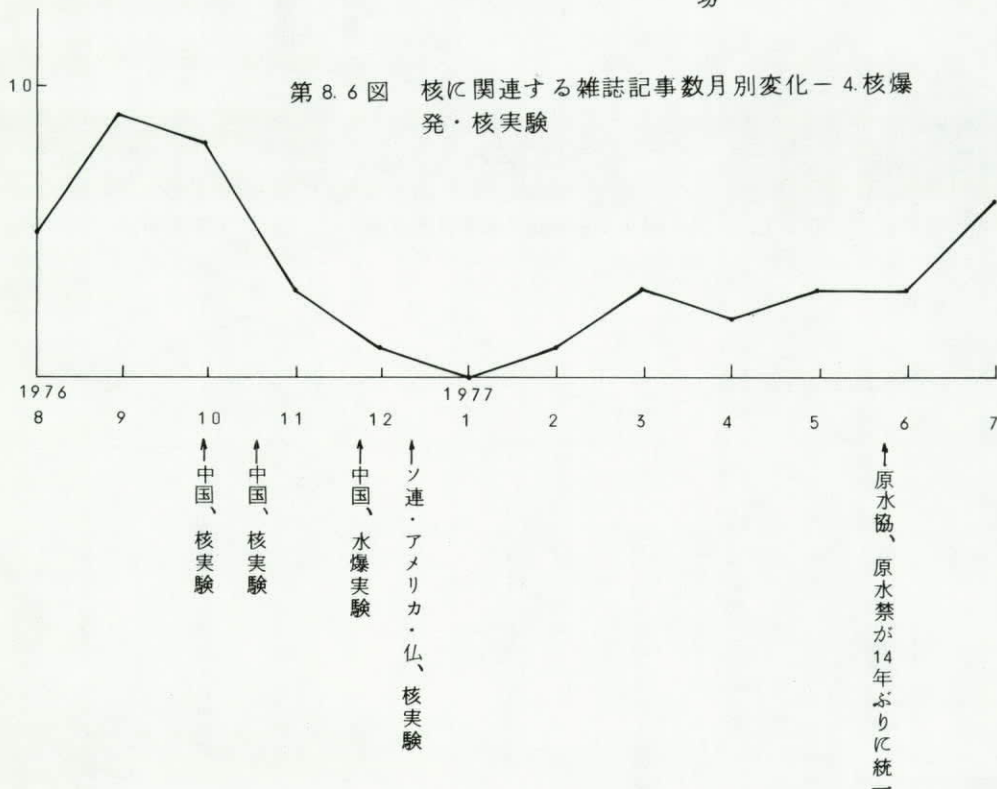
第 8.4 図 核に関連する雑誌記事数月別変化——2. 軍縮・軍備規制

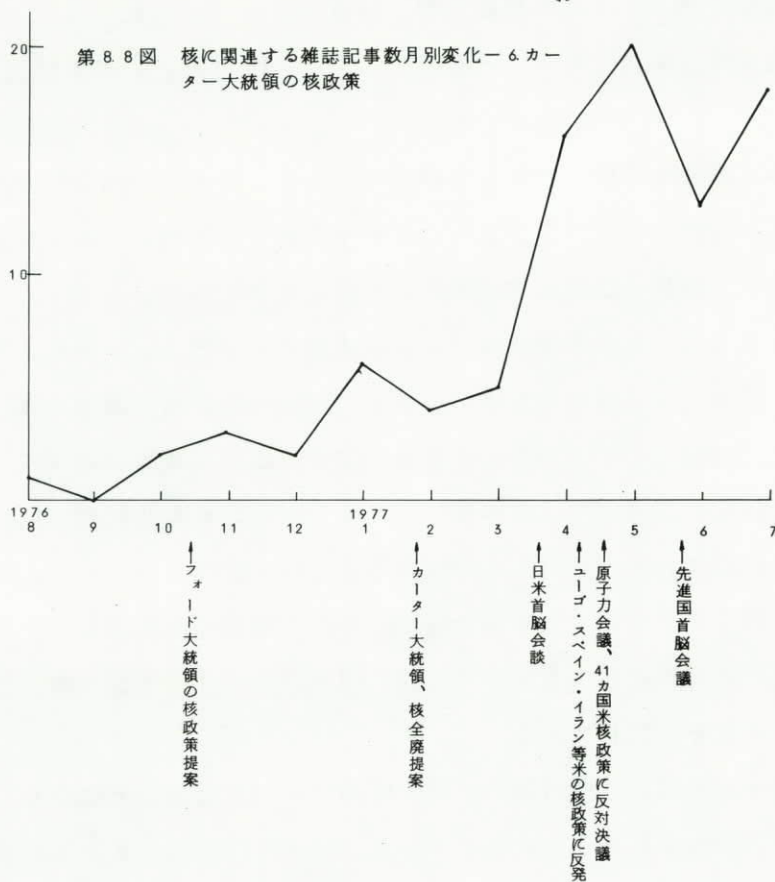
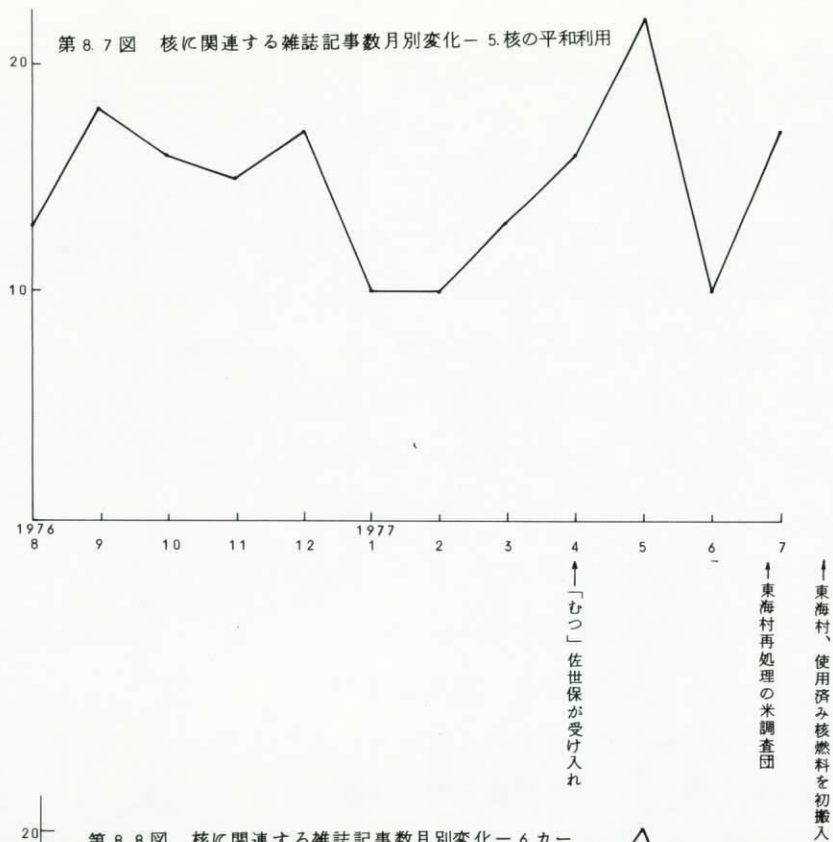


第 8. 5 図 核に関連する雑誌記事数月別変化 - 3. 核戦略・兵器開発



第 8. 6 図 核に関連する雑誌記事数月別変化 - 4. 核爆発・核実験





8.2 日本の安全保障と核に関する記事

昨年のもグ25 侵入、今年に入ってから、海洋をめぐり12 カイリ領海の設定と国際海峡問題、在韓米軍の漸次撤退と米極東戦略での日本の役割増大、などわが国周辺の軍事情勢が問題とされる状況が拡大している。わが国の「防衛力」が、「わが国周辺の国際政治の安定の維持に貢献する」という目的と趣旨が述べられた防衛計画の大綱も、日本の国際環境の中での役割変化を反映している。それらのことが雑誌記事に日本をとりまく軍事力の実態が特集的にとりあげられた背景である。

たとえば：

日本周辺地域で何が起きているか—自由 77.6

列島包囲網の虚構と現実—潮 76.11

日本をとりまく覇権の構造—中央公論 77.7

在韓米軍・「韓国軍」の全容と戦略—前衛 77.4/5/6

その他単編もの，“ソ連の脅威にどう対処するか”（猪木正道，中央公論 76.11），“日本の防衛問題を考える”（田原総一郎，潮 77.5）などが軍事配備についてふれている。

これらの軍事的な脅威に対するわが国の対応は、防衛力全般の問題になるが、核に関連するものとしては、アメリカの傘を中心にする論議、日本の核装備の可能性、そして、非核3原則と国際海峡の課題が焦点となっている。

核兵器を中心とした戦争抑止は日米安保体制に依存する。しかし、米ソ間の核戦争は現状ではほとんど考えられない。従ってわが国は小規模侵略に対して即応し得る能力を持つ、ということが基盤的防衛力構想の基本となっている。これは、「非核軽武装日本のあり方は日本もアメリカも、中ソも南北朝鮮も他のアジア諸国も一致して望んでいるところのものである」という評価（神谷不二，諸君 77.7）や、「アメリカの傘の下で、アメリカと協調しながら着実に海軍力などを再建していくことは、近隣諸国に対してもある種の安心感を与える」（三好 修，自由 76.10）ということと軌を一にしている。

しかし、一方では、「政府は、基盤的防衛力という新構想を駆使しながら、わが国の防衛の平和性をしきりに強調している。だが内外情勢の変化に応じて防衛政策

の見直しが迫られている中で実は防衛力の再編強化の道を模索しているといえるだろう。」（世界 7612）また、「基盤的防衛力構想の方が防衛構想として一層積極的といえる側面をもつ。……その語義からして将来の積み上げを予定している。……きわめて重要なことは恐らくその積み上げと拡大が、まさに『ルビュ・ド・デファンス・ナショナル』誌の記事が標題においたように、わが国軍事力の『相対的独立』の方向に向けて行われるだろうということである」（山川暁夫，月刊社会党 77.1）とみられている。いづれの評価の妥当性も、現在の国際情勢の変化と脅威についてさらに体系的な分析と、経済と外交を総合した、広義の安全保障政策がなければ見通し得ないであろう。

日本の核武装については、多くのところでその非現実性あるいは不必要性を指摘されながらも、諸外国の人からは核武装の可能性がいくつか提示されている。

ブルッキングス研究所の報告書の対外政策の部分をそのまま紹介しているのがそのひとつである。「核をもたない日本の小さな軍備は国外からの攻撃に弱いであろう。……（状況変化の可能性をいくつか示し）……こういった状況の一つでも発生すれば、少なくともエリート層の間では日本の大規模な再軍備への圧力が大きくなるだろう。核兵器は通常兵器よりも効果が大きく、経済的と思うものもあろうから、核兵器取得への圧力もかかるかも知れない。核をもった日本は恐らく一層ナショナリストックで反米的となろう。実際日本はそのような言辞を弄しなければ核武装を正当化しえないかも知れない……」と述べている（朝日ジャーナル 77.12.1）。

アメリカの核の傘に関連して、沖縄の基地に核兵器があるのではないか、ということが記事になっている。（世界 77.6，前衛 77.3，公明 77.6）。これは、革新系調査団が、沖縄の基地調査を行った結果、米政府の在韓地上軍撤退政策に伴い、既に韓国にあった戦術核が沖縄にもちこまれている疑いがあると指摘したこと、また、「ワシントン・ポスト」は、アメリカの統合参謀本部がカーター政策に対して、「沖縄の核基地を手離すなと勧告するだろう」と報じたためである。

非核 3 原則と国際海峡の問題は、わが国の領海 12 カイリ、漁業専管水域 200 カイリの設定に対して、津軽海峡など国際海峡についてのみ、現状の 3 カイリ凍結を政府方針としたことによっている。公明、共産、社会各党が政府方針を批判し、領海拡大が非核 3 原則を空洞化するものだとしている。さらに、どの海峡を領海とし、

どの海峡を現状凍結とするか、また、線のつぎ目などをどうするか、争点がいよいよ出て来ることを指摘している。それに対して、「核積載軍艦の通航は主として米ソの問題と思うが、現在自由に通航しているのを、日本だけの決定で、今後は認めないといっても、おそらく、それを有効に実行する方法はないであろう。それかといって領海とみながら核積載軍艦などの通航を従来どおり認めれば、たちまち非核3原則の一部修正として強い批判を受けるのは必至である。当分現状維持はやむを得ない措置であり、かつ、賢明な措置というゆえんである」(林 修, 正論77.5)と現実的意見が出されている。日本の防衛と日米安保条約の評価、それと非核3原則の関係は、いづれにしろ、議論と矛盾をかかえ続ける問題、そして政治上の争点として残ってゆくものとみられる。各政党の安全保障と核問題への対応を、原子力平和利用への対応と政策方向とともに付表に示した。

各党の政策方針

	安全保障と核	原子力の平和利用
自 民 党	○ 国連における軍縮外交の推進。 ○ 日米安全保障体制の堅持と総合的安全保障基盤の整備。	○ 原子力利用の安全性確保と原子力発電建設の推進 ○ 核燃料サイクルの確立と新エネルギー研究開発の促進
社 会 党	○ 日米安保条約は廃棄し、米軍基地を撤去し、日米友好条約を結ぶ。 ○ 非核3原則の完全実施と非武装宣言を行い、核の持ち込み、通過を拒否し、あらゆる国際的努力をかため、当面朝鮮半島を含む北東アジア地域の非武装地帯の設置、核不使用宣言（協定）、核軍縮、全面的核廃絶に向けて努力する。	○ 軽水炉は依然として欠陥炉の域を出ていない。従って当面原子力は研究段階と位置づけ、他の炉型を含め、安全性、信頼性を中心に研究開発を促進し、実用化の見きわめを行う。長期的観点では、核融合炉の研究開発を重点的に行う。
公 明 党	○ 等距離完全中立政策で、そのため日米安保条約廃棄と日米友好不可侵条約を締結する。 ○ 非核三原則の堅持、アジア・太平洋非核中立地帯の設置、核兵器の全面撤廃を推進する。	○ 原子力発電については、民主、自主、公開の三原則のもとに、安全が確認できなければ、立地に反対する。
共 産 党	○ 日米軍事同盟を打破する。 ○ 核兵器全廃、核兵器全面禁止国際協定の締結のために全力を尽くす。	○ 原子力開発政策の根本的転換—自主的、総合的な研究開発、多様な炉型の積極開発、基礎研究の重視 ○ 総合エネルギー公社の設立
民 社 党	○ 専守防衛に徹した自衛力を整備し、日米安保条約は補完として位置付ける。	○ 軽水型原子力発電の利用は相当期間にわたり継続する必要がある。当面、濃縮、再処理を推進し、安全確保対策を強化し、その利用を拡大する。
新自由クラブ	○ 米国との友好と信頼関係の強化	○ 原子力の平和利用推進

（参院選挙公約と各政党機関誌を参照）

8.3 韓国と核

カーター大統領の選挙公約のひとつであった在韓米地上軍の撤退が、いよいよ具体的なタイム・スケジュールのなかでとらえられることになった。このわが国の安全保障と密接なかわりをもつ問題に関して、総合雑誌各誌は大統領選挙のさなかから、積極的にとりあげその重要性を指摘していたが、在韓戦術核兵器の撤去問題については、意外なほど論及が少なかったといつてよいだろう。昨年10月から今年の7月にかけて、「韓国と核」の問題をとり扱った雑誌記事は28件を数えるにすぎない。しかも、この問題を正面にすえて検討した記事はひとつもなく、かうじて、韓国の中央日報紙の「韓国の戦術核と米国」（77.4.30付）を紹介したエコノミストの記事（77.5.24）がみられるだけである。あとは多くとも数ページ、なかには数行の言及にとどまる記事もあり、この問題に対する関心がけっして高いものではないことをよく示している。

記事の内容は以下の諸点に区分することができる。

シュレジンジャー発言

選挙公約としての戦術核撤去

非核3原則とのかかわりあい

北へのシグナルとしての核撤去

核拡散の見地からする核撤去問題

核ジャックの危険性

このなかで、とくに注目されるのは、在韓核兵器の去が韓国の核自主開発・核武装化をもたらすか否か、という問題であろう。「朝鮮問題へのアメリカの選択」（世界1976.10）、「駐韓米軍の意義と関係国の重大な選択」（自由1977.3）は、その危険性を指摘しているが、「現実化する在韓米軍撤退」（朝日ジャーナル1977.6.17）は「韓国に戦術核は作れない」という佐伯喜一氏（野村総研所長）の意見を掲載し、その可能性を否定している。ともあれ、この問題はわが国の安全にとって重要な意味をもつことは否定できず、今後さらに論及・検討されることが望まれよう。

8.4 核の平和利用をめぐる雑誌記事

今年に入って核エネルギー論議は、花ざかりのような盛観を呈している。エネルギー危機の再来がそれ程遠くない時期にありうるものが、エクソン、CIA、その他の報告で指摘された。核エネルギーについては、76年10月のフォード声明で再処理等の3ヶ年間凍結が先ず打ち出された。ついで、77年4月には、カーター大統領が商業用再処理の無期限延期と高速炉計画の再検討等を政策として打出した。原子力の平和利用による核拡散の危険性という問題のスタートに戻ったようなものであり、その政策的対応が世界的なインパクトを作り出しているのが現状である。それは3月の日米首脳会談、5月の先進国首脳会談の議題ともなり、わが国独自のエネルギー政策や核燃料サイクルの確立が呼ばれるようになった。雑誌記事も数の上からみると、これらのことを反映して昨年と比べて平和利用に関するものが急激に増加し、核の軍事的側面に関するものと約バランスするようになった。主要な問題の分析はすでに本報告でなされているので、ここでは非常に簡単な記事の紹介にとどめる。

核利用をめぐる記事の特集は、昨年の原子力の安全あるいは経済性に対する疑義をただすものから、エネルギー危機、エネルギー政策の中での原子力と、カーターの核政策にからむ平和利用と核拡散に関するものへと移っている。

たとえば、

- | | | |
|----------------|------------|-----------|
| 漂流するエネルギー小国・日本 | — 週刊東洋経済 | 77.1.8 |
| 見よ日本のエネルギー危機 | — 諸君 | 77.5 |
| カーターのエネルギー政策 | — 週刊東洋経済 | 77.5.7/14 |
| 枯渇時代 | — 週刊ダイヤモンド | 77.6.18 |
| カーター核政策の衝撃 | — エコノミスト | 77.7.5 |
| 日本の原子力 | — 週刊東洋経済 | 77.7.30 |
| 日本のエネルギー問題を考える | — 公明 | 77.7 |

その多くは本年の5月以降、カーター大統領のエネルギー政策が出されて以降の特集である。日本のエネルギーをどうするか、無資源国日本の生きる道、大破局 — 1977年、石油危機は必づ再来する、苦しい脱石油の道、足踏み強いられる日本経済、

四面楚歌の日本経済から「生き残り」の理論を求めて、台頭する国益論の落とし穴と政治大国を請負わされた日本、に到るまで、さまざまな危機意識と、日本の独立性を求めようとする動きが、エネルギー、原子力をめぐって吹き出しているようである。発言も政界、学界、産業界からのさまざまな参加があるが、不思議に、政府関係からの主張はほとんど提示されていない。それが、あるいは、問題そのものをも混乱させているのかも知れない。また、これらの議論は、ある程度の時間おくれでもって、国民意識を形成してゆくものとなるだけに、注意深くみてゆくことが必要となるろう。

カーター戦略については、①米国の本音は、核独占を維持し、再編することにネライがあるのではないかという仮説、②石油メジャーなどの陰謀によるものとみる説（柿崎紀男，エコノミスト 77.5.10）などが多くの記事でとりあげられている。それは、他の先進国・途上国からの反撃の素材でもあるが、核拡散防止という基本がある限り、本報告でも詳述されている如く南北問題とのかかわりは避けて通ることは出来ないであろう。（「南北対立の新たな火ダネとなるか」エコノミスト 77.7.5，「深まる核先進国のヘゲモニー争い」週刊東洋経済 77.6.11）

「核拡散の防止は、アメリカの核ヘゲモニーによる「平和の構造」維持という国益につながり、アメリカ大統領としては一步も引けない立場にある。したがって、日本が7月から試運転開始を予定して来た東海再処理工場問題は、カーター核政策の試金石といってよい。日米原子力協定によれば、米国製濃縮ウランの再処理には米国政府の承認が必要である。カーター大統領がこれを承認すれば、「再処理—プルトニウム製造中止」を基本とする新核政策の撤回につながり、欧州や第3世界への歯止めはなくなる。逆にノーといえば、日本にとって東海再処理工場は第2の原子力船「むつ」になってしまう」。カーターの核戦略に対しては、「再処理と高速増殖炉開発中止、アメリカの濃縮ウラン供給増大による核拡散の防止というカーターの核ヘゲモニー維持戦略はもう手遅れの観が強い」という評価も出ている。（「日本の原子力」週刊東洋経済 77.7.30）。わが国と米国のむづかしい関係がはっきりと示されている。そこにあるのは日本の原子力開発の再構築が求められる可能性であり、また、わが国の核拡散防止から核軍縮に到る分野での積極的な寄与・役割りであろう。今後わが国がとるべき基本方向については、本報告で述べられているの

で、ここではふれないが、Pu 利用から核拡散への対応にまですすめた記事はみられなかった。

日米核交渉のプロセスをみて、“瀕死の日本外交”（曾野明，正論 77.7）が嘆かれ、冷厳な世界政治に対処する新しい外交技術を身につける必要が提示されている。「行政官庁がいかにも優秀でも問題は解けない。政治家が、知的にもリーダーシップの上でもすぐれていないとだめな時代がやってきた。それに加え、アメリカでさえ十分やりきれていない総合の問題があるが、日本には初めから政策の総合なんてない。」（“日米間でなぜ核燃料リサイクル問題がこじれるのか” 朝日ジャーナル 77.6.10.）ということもいわれる。原子力ばかりでなく、通商問題、南北問題、新しい世界秩序の方向を含めて、「転機にたつ日本の戦略が — たんに経済だけでなく、国内むけゼスチャアなどでなく — 政治の場で問われ形成されねばならぬときがきている。」（山川暁夫，エコノミスト 77.4.12）。統合的戦略に必要なのは、そのための社会的・行政的な制度化、体制の整備となるであろう。

核に関する重要日誌

< 1976年 >

8月 1日： 二つの原水禁大会スタート — 東京で日本原水協の国際予備会議。
京都で原水禁国民会議の国際会議。

5日： 米，対イスラエル・エジプト原子炉各二基売却の仮調印を発表。

6日： 広島原爆31周年忌，五年ぶりに首相出席，被爆者と対話。
ジュネーブ軍縮委，地下核実験探知網で報告書。

9日： 長崎原爆忌＝首相が参列，核廃絶を宣言。

10日： 日ソ原子力協力協定をソ連側が経団連代表団に提案。
仏からの核燃料再処理工場購入計画に変更ないとパキスタン首相
語る。

11日： 高速増殖炉に全力注げと新型動力炉開発専門部会が原子力委へ報
告書。

対パキスタン・ウラニウム再処理プラトン輸出問題で，仏・米・
パ三国協議のキャッシングァー提案を仏首相が拒否。

13日： 米，環境分析出るまで原発新設を一時中断。

27日： 環境破壊兵器禁止条約案をジュネーブ軍縮委が最終決定，秋の国
連総会に提出。

29日： 台湾が使用済みウラン燃料をひそかに再処理と米紙報道。核兵器
原料のプルトニウム生産可能に。

30日： 米，ハンフォード核燃料貯蔵所で爆発事故。一人負傷，十人汚染。
原発ブームに深刻な打撃。

ソ連原潜と米艦が28日にイオニア海で衝突，双方に被害と米海
軍発表。

31日： 地域的核兵器規制でも米ソ間の合意をと米軍縮局長が提唱。

9月 6日： ミグ25が函館空港に強行着陸。ベレコン中尉，米国亡命を強く
望む。

- 27日： 中国，新しい核実験に成功と発表。
- 30日： 中国核実験の放射性降下物で東海村の原子炉が一時ストップ。
米は近く核防新提案＝キ長官の国連総会一般演説。
- 10月 3日： フォード大統領，米の非軍事用原子炉の使用済み核燃料を国際管
理下に置くなどの核防新提案を承認（2日）。
- 5日： 中国の核実験（9月26日）による放射性物質が米東部諸州に降
下，ペンシルベニア州で牛乳から500 ピコ・キュリー検出。
- 11日： 米で原爆投下ショー，B29を飛ばし，当時の操縦士が“広島”
を再現。被爆者にショック，抗議の動きも。
- 17日： 中国，新たな地下核実験を行う。
- 27日： 米の核兵器工場で火災。
- 28日： 米，核拡散防止で新提案。
- 31日： 米，水没の新鋭ミサイル回収に成功。
- 11月 2日： 日本，核防条約で中仏に参加迫る — 国連委。
- 3日： 米，原発規則の住民投票では規制派が敗北（7州のうち6州で否
決）
- 8日： ソ連，米新政権にSALT打開を期待。
- 11日： 仏，対パキスタン「核燃料再処理工場」輸出中止 — 外交筋。
核拡散防止で15カ国がロンドンで秘密会議。
- 11月 15日： カーター氏記者会見「SALT最優先，核実験全廃」を提唱。
- 16日： 日本へ軍備増求めない。非核政策も尊重とカーター政権筋。
ソ連の原発大惨事，原因は地震でき裂，誘爆 — 米紙。
- 17日： 北京放送，水爆実験に成功と伝える。4メガトンの小型と米側。
中国の水爆実験は華体制強化を — 米観測，広島市が中国へ抗議
電報。
- 22日： 放浪の高共丸，東京港着。1700本の廃棄物入りドラムかん，
処分場所は極秘「行政もおかしい。荷主も悪い」と船長。
- 26日： ワルシャワ条約機構首脳会議，「核不使用条約」よびかけ案採択。
- 28日： 沈没ソ連原潜，米が回収ずみ。CIAの失敗発表はウソ — 米誌。

米の核攻撃封じがねらい — ワルシャワ条約機構の不使用条約。

12月 1日: SALT・Ⅱを最優先 — カーター氏表明。

広島、長崎市長が国連総長と会見「核兵器廃絶」要請。

2日: 米、次期主力戦爆B1生産開始を決定。

3日: 国連、環境破壊兵器禁止を決議。

7日: ソ連が地下核実験。

ソ連がインドへ原子炉重水売却 — 米紙。

8日: 核第一使用禁止, NATOがソ連の提唱を拒否。東側の軍拡を懸念。

米、地下核実験。

9日: ムルロア環礁で仏が地下核実験。

16日: 仏、核燃料再処理工場・資材の輸出停止を決める。

26日: 9月までに米ソ首脳会談、核削減の基盤作る — カーター氏タイム誌に語る。

＜1977年＞

1月 3日: 核戦争に生き残るのはソ連、死亡率ソ1対米35ないし40に拡大 — 前米空軍情報部長。

12日: 米、すでに在韓「戦術核」を撤去開始か。政府筋は「装備更新」と弁解。

17日: フォード大統領が予算教書、対ソ軍事優位めざし欧州と海軍を重視、核強化は総額の4分の1超す。

18日: 日本原水協とソ連平和委14年ぶりに“和解”。

ブ書記長SALT妥結望むと演説。

米国防報告が北東アジアの核貯蔵所削減、日本の防衛力向上を要求。

20日: 米カーター大統領就任、39代目。就任演説で「人権」「核の廃絶」強調。

SALTで米ソ折衝に動き。

24日： カーター大統領，核全廃へ具体提案。実験即時全面停止を第一段階にまず米ソが削減。

25日： サウジの原子炉建設に仏が協力。

2月 1日： 核防新条約の構想，歴訪終えたモミ副大統領。

8日： 米，SALT締結の決意表明。実験2-4年停止，ICBMも事前通告。

13日： 外務省，核燃料サイクル確保で米へ折衝，首脳会談の重要議題に。南アも原爆製造能力，ウラン濃縮工場操業へ・米誌。

14日： 米政府筋，日本へP3C導入を要望「性能と口事件は別，共同作戦にプラス」。

15日： 米，核除去を訴え — ジェネーブ軍縮委，初日。

27日： 米，朝鮮戦争の秘密資料公表。原爆投下を6回も検討，日本防衛優先。

3月 3日： 日本，国連で核「全面禁止」で米ソに決断求める。

9日： SALT・Ⅱ米代表にハト派のウォーレン元国防次官補。

14日： 西独，原発建設へ裁判所が“待った” — 住民運動支持の判決。

17日： 原水禁運動に新組織，総評と共産党が合意。

22日： 日米首脳会談，2日間の日程終え共同声明。対話と協調うたう。核再処理は来月20日までに再交渉。

23日： ソ連，潜水艦発射ミサイルSSN8に成功。

米，核再処理の2年間凍結を呼びかけ — 新国際協定の構想。

27日： 核再処理，米の圧力で委託もダメに。

28日： 米ソ会談はじまる。SALT・Ⅱで米が新提案。

地域工場で核再処理を — 米学者が提案。

30日： 米ソ会談，肝心のSALT・Ⅱで決裂，5月に再会談。

4月 1日： 原子力船「むつ」佐世保が受け入れ，市会で決定。

3日： SALT・Ⅱ不調，米ソ対立新局面。

5日： 原子力委，核再処理工場にゴー・サイン。

- 6 日： 核再処理問題の打開で政府が米に新提案① I A E A 査察強化②関係国会議。
- 8 日： S A L T ・ II ， 米大統領が提案内容変更も示唆。
- 11 日： ユーゴ，米の核政策に反発。「核防」脱退も示唆。
S A L T ・ II 打開に米大統領がソ連大使と会談。
- 12 日： I A E A 事務局長が米政策は核防条約違反と批判。
- 13 日： スペイン，イランが米原発締め出し。新核政策に抗議。
- 14 日： 米核ミサイル，韓国撤退開始。
ソ連誌，S A L T ・ II で米の希望的観測を否定。
原子力会議，41 か国が米核政策に反対決議。
日米核再処理交渉いったん打ち切り。
- 20 日： 米，エネルギー新政策を議会に提案。
- 5 月 2 日： I A E A ザルツブルグ会議開く。核再処理見通しを — 米が呼び掛け。
- 3 日： 濃縮ウラン 180 キロが 65 年に米で消失 — N Y タイムズ。
米大統領，首脳会議で核政策干渉はせぬと言明。
- 6 日： 先進国首脳「核」で基本合意。
- 7 日： 先進国首脳会議ひらく。景気回復に国際協力で一致。
福田・カーター会談，核再処理で米が「検討」約束。
米，西独のブラジル向け核輸出に同意。
- 8 日： 先進国首脳会議，ロンドン宣言を採択し閉幕。「核」は専門部会で続行討議へ。
- 9 日： 日本へ要求の「核再処理禁止は 2 ～ 3 年」 — 米国務省筋。
- 11 日： S A L T ・ II 交渉はじまる。
米下院，高速増殖炉の開発延期を否決。
- 12 日： 仏共産党，戦略核認める方針決定。
- 15 日： イラン国王が西独に「砂ばくに核廃棄物施設」提供の用意，と，
米，24 カ国を核国際会議に招請（14 日）。
- 16 日： インドは核兵器不要と新首相。

17日： 核再処理で日米協議へ。東海村は別扱いで月内にも。

18日： 米ソ外相会議でSALT・Ⅱが主題に。

19日： 原水協、原水禁が14年ぶりに統一、夏に合流大会。

20日： SALT・Ⅱ，米ソ大ワクで合意。

核専門会議延期，米開催に欧州が反対。

21日： SALT・Ⅱで米ソ共同声明，なお対立消えず。

23日： 米，SALT・Ⅱで巡航ミサイル凍結も — 米誌。

25日： 駐日米大使就任。初仕事は「核再処理」。

27日： 米の核撤去なら韓国が自主開発 — 韓国政府筋。

29日： 米軍撤退後の韓国，北の挑発あれば戦術核使用の可能性も — 米大統領。

6月 1日： 仏，対パキスタン核施設売却を中止 — 米紙。

米，東海村の試運転「条件付き承認」へ論議をすすめる。

2日： 日米核再処理交渉で米が，工場を実験用に限定・査察に米側も参加することを提案。

5日： 東海村核再処理，前向きなら調査団受け入れる — 首相。

対日ウラン供給にカナダが難題。日加原子力協定，事実上の決裂。

6日： 省エネルギー10.8パーセント，原発計画3割減に — 調査会が60年度見通し改定。

米，戦術核「ランス」生産へ。

日米核再処理交渉，混合抽出も含めた実験が論議される。米調査団の来日は中旬。試運転来月は微妙に。

7日： 電力業界，原発の核燃料三国交渉（日・英・仏）不調を発表。英が調印延期。

増殖炉開発中止は不変，次期の米エネルギー長官が議会で証言。

11日： 高速増殖炉で仏ソが資料交換していた，ソ連側公表。

13日： 米，SALT・Ⅱで新提案，攻撃兵器10%削減 — NY紙。

日米加で規制合意すればウラン輸出を再開 — 加外相。

14日： 米，韓国の核を全面撤去，国務次官・統参議長が証言 — 米紙。

滞米の土光経団連会長，プルトニウムの国際管理を支持。

17日： 西独も核輸出せず，仏と歩調あわす。

21日： 仏ソ首脳，デタントと核非拡散で特別宣言へ。

韓国，初の原発に点火。濃縮ウランを使用，12月営業運転。

22日： 仏ソ首脳会談終了。核兵器拡散防止など三宣言に調印。

26日： 東海村再処理の米調査団来日，「プルトニウム・ウラン混合法を強要はしていない」とシャイマン団長。

フォード氏がカーター批判，「SALT交渉間違えた」。

28日： 東海村再処理工場，日米合同立ち入り調査スタート。「安全対策の質は高い」と米代表。

カナダの対日天然ウラン供給早期再開で交渉促進 — 日米加事務協議で合意。

29日： 米がインドへ核燃料輸出を再開。

30日： 米大統領，次期戦略爆撃機「B1」生産中止を決定。代わって巡航ミサイル配備を開始。

7月 1日： 米政府，議会の反対押し大陸間弾道弾ミニットマンも生産中止。米上院，中性子弾頭の開発を承認。

5日： 東海村再処理工場，調査終わり次第原料搬入 — 宇野長官言明。

6日： 中性子爆弾はネバダですでに地下実験済み — 米当局が確認。

11日： 米上院，核燃料再処理工場，高速増殖炉の建設費支出を可決。大統領のプルトニウム禁止政策，暗礁に。

12日： 東海村日米共同調査，報告書提出。混合抽出方法は判断避け，試運転の決着は政治折衝へ。

米大統領が中性子爆弾の製造を暫定承認，上院軍事委に書簡。

13日： PXL国産，防衛庁が決定。7—10年後に量産。つなぎにP3C導入。

全面核実験禁止，米英ソ会議始まる。平和利用含めいかなる実験も禁止。中性子爆弾論争には影響ない — 米代表。

15日： 東海村再処理工場，使用済み核燃料を初搬入。

- 21日： インドも“非核三原則”，核実験一切しない — デサイ首相が鳩山外相に約束。
- 22日： O E C D，核廃棄物海洋投棄に国際監視機構の創設採択。
- 27日： インドのデサイ首相，同国の原子物理学者がケララ州海岸の砂に含まれる鉱物を使って，新原子力燃料，ウラン233の生産に成功と下院で発言。
- 29日： 防衛白書，ソ連海軍の増強を懸念。

〔読売新聞，重要日誌を参照〕